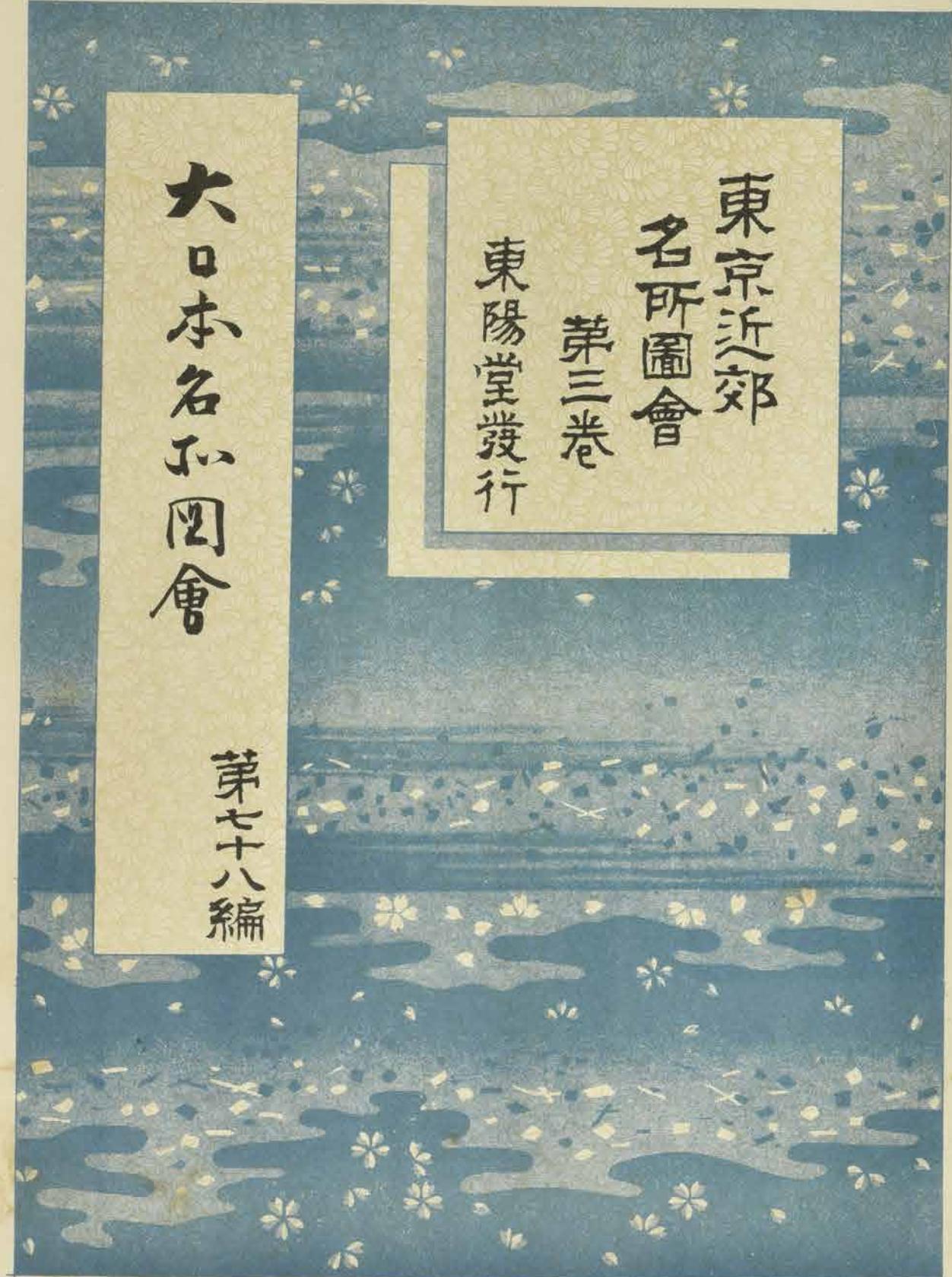


大日本名和圖會

第七十八編



東京近郊
名所圖會

東陽堂發行

第三卷

發行所 東京新通 田町 神石 京新 通東 田 堂陽東



大日本名所圖會第七十八號

山 下 重 民 編

○東京名所圖會 其三

●北郊の部第三

本編は先づ田端、平塚の遺漏を補ひ。中里、西ヶ原に移り。其の本村たる瀧野川に至り。進みて王子町の景況を詳述し。板橋町に及び。轉じて荒川堤附近に達し、筆を擋せり。北郊の部は此にて終了し。後編よりは、新に東郊の部を叙述すべし。

○田端 査遺

●田端八幡神社

田端八幡神社は、與樂寺の西位に在り。朱門に八幡宮の舊白字額を掲ぐ。門内には樅杉列立し。石の鳥居二基を建つ。二股の杉あり。石階(寛政四年壬子八月設くる所)二十級を登れば。拜殿及び神樂殿あり。奥殿は素木造にして。前に石燈籠を雙立し。西側老銀杏の下に不動の石像を置く。支社には三峰神社、嚴島神社、稻荷神社あり。盥漱石には「天明二歲寅九月吉日別當法印俊長代」と刻す。

江戸誌等には、文治五年源賴朝の建る所なるよし記しあれど詳かならず。東隣は墓地にて。寛永十年の石塔あり。

●東覺寺

東覺寺は、田端八幡神社の西隣に在り。同社の舊別當なり。門東に佛堂あり。前に石の仁王並立す。満身赤紙を貼附す。信徒の祈願に因るものなるにや。是ぞ風土記稿に「社前に石像仁王あり。昔銘に施主道如宗海上人東岳寺贊盛代寛永十八年辛巳天八月二十一日と彫る」とあるものならむ。貼紙多きを以て之を檢するを得ず。

當寺は白龍山と號し。壽命院と稱す。與藥寺の末なり。本尊不動は弘法大師の作なるよし。幕府時代は寺領七石の朱印書を有せり。門前には「馬頭觀世音西國第二十九番丹後松尾寺寫、九品佛第二番阿彌陀如來」等の石標あり。正面なる弘法大師堂は、豐島八十八ヶ所第六十六番にて。無數の納札を貼附す。前方に弘法大師一千五百年遠忌供養塔を建つ。

福祿壽堂は境内東側に在り。傍に「雀供養之塚」と題したる竹形の石塔を屹立す。文化十四年八月長坂氏建之とありて左の歌を刻せり。

むらすゝめさはくち聲ももゝこえも
つるの林の鶴のひとてゑ 蜀山人

又青石を横たへ俳句を刻したる碑あり。中央に自樂軒初磨其の下に左の句を鏤す。

盛過て花ちるあとやもとの處

辭世と見ゆ。其の他の文字多くあれども明亮ならず。

風土記稿に「普門寺東覺寺門徒、西方院阿彌陀院と號す。本尊彌陀。近き頃下谷茅町にすめる町人善右衛門と云者。當寺に隱棲し。自から西行法師の像を陶器に造りて好事の人々に多く與へしより。世人西行庵とも號せり」と記して觀音堂次に單に堂とありて。福祿壽の像を置」と註せり。今こゝに在る福祿壽堂は。即ち是なるにや。

光明院
光明院は。東覺寺の西に在り。華王山と號し。遍照寺と稱す。真言宗新義派にして興樂寺の末なり。

黒門に豊島八十八ヶ所第九番弘法大師と標示し。西國二十番山城國よしみね寺寫。正觀世音菩薩の石標を建つ。其の背に野をも過ぎやま路にむかふあめの空

よし峰よりもはるゝ夕立
と刻せり。本堂は瓦葺にて大師堂は新築なり。

境内嬢械多く。和合地藏尊並に記念碑あり。

● 東京脳病院

東京脳病院は大字田端與樂寺の傍に在り。明治三十二年九月の開設にして。精神病及び脳脊髄神經系病患者の入院治療を主とし。病室七十四を有し。患者百餘人を收容するを得。院長は後藤省吾氏なり。

入院料 一等一日二圓十錢 二等同一圓六十錢

三等同一圓二十錢 四等同 八十五錢

診察料 初診五圓以上 再診三圓以上
建設者の氏名はなし。傳に云。赤穂義士菅谷半之丞の遺子某が建る所なりと。
赤穂義士菩提の地藏尊と稱する者。大龍寺に至る岐路の衝に在りて小堂内に安置す。

石像地藏尊の側に左の如く刻しあり。

元禄十六歳癸未四月九日 爲ニ親菩提

接するに。菅谷半之丞は祿百石を領し代官たり。死する年四十三。義人錄には秩百五十石、親從騎隊、死年四十四とあり。大石主税、堀部安兵衛等と共に松平隱岐守（定直、伊豫松山、十五萬石）に預けられ。其の邸に於て死を賜りしものなり。遺子の有無は明ならず。自刃は世人の普く知る如く。元祿十六年二月四日なれば。四月九日よりは僅かに二ヶ月に過ぎず。建設早きに失するに似たり。一週忌などに建るが至當なるべし、故に土人の傳説はかかるべきも。菅谷半之丞の遺子某が建るといふは疑あり。世には此の如き傳説往々あります。建設早きに失するに似たり。容易に信すべからず。

又云。赤穂美人錄に六日有命流大石良雄等子十九人（皆以ニ幼弱若仕他家不レ與報仇事者）于伊豆海中（是曰ニ大島）とありて。一々其の名及び年齢等を掲ぐ。其の中菅谷の子はかゝれば。元文より嘉永までは。此邊特に賑ひしことを知るべし。

● 一里塚
一里塚は。舊日光御成道平塚神社前大通りの左右に在り。塚場三ヶ所。昔無川兩土手水茶屋九ヶ所を許さるといへり。同時に藤原勝行といへる老翁ありて。こゝに短冊を纏き。遊客のよめる歌を請集めて。寛保の頃台覽に供し。白銀を賜はりし風流談あり。

かゝれば。元文より嘉永までは。此邊特に賑ひしことを知るべし。

見えず。既にして記して云。皆屬其主人親族養視。無主人親族者。令ニ比鄰合力收養。待ミ年至十五。乃放ニ流之如レ命。四月二十八日。遣レ更監送吉田傳内等四人至伊豆放ニ之海島。乃還。果して然りとせば。遺子の處分を了せしは四月下旬なり。こゝに四月九日と明記もあり。是れ記者が疑ふ所以なり長は後藤省吾氏なり。

○ 平塚

平塚の稱はふるくよりあり。平塚神社の傳に據れば。元永年中

豊島氏義家より贈られし鎧を埋みて塚を築きしが。其の塚高

からざるより其の名起れりとひか。小田原役帳に太田新六郎

知行三十貫文。江戸平塚本郷。同人寄子衆配當十五貫文。江戸

平塚内田端在家岸分。案獨齋知行江戸廻平塚之内中里。平塚藤

右衛門二十貫文。江戸平塚之内西原と載せ。中里村の傳にも、

豊臣氏治世の頃。平塚因幡守と云ふもの。平塚郷三千町を領

せしといへば。當時は郷名なりしと見ゆ。而して後世は其の地名なく。僅かに平塚明神即ち今の平塚神社に其の名残りを留めたり。

○ 飛鳥山附近の舊況

江戸切繪圖の「染井王子巣鴨邊繪圖」を閱するに。御殿山（舟山）と飛鳥山の間に「一本杉、神明宮」とあり。今の濫澤邸の處に當れり。舊日光御成道を隔て南側に御立場、月海棠、茶園とありて柵構の空地を圖せり。飛鳥山の前に「六・ゴク坂」とありて。此邊料理屋多しとするせり。是れ嘉永七年の圖なり。

又元文三年二月飛鳥山下に假そめの水茶屋五十四ヶ所。揚弓場三ヶ所。昔無川兩土手水茶屋九ヶ所を許さるといへり。同時に藤原勝行といへる老翁ありて。こゝに短冊を纏き。遊客のよめる歌を請集めて。寛保の頃台覽に供し。白銀を賜はりし風流談あり。

かゝれば。元文より嘉永までは。此邊特に賑ひしことを知るべし。

等皆同し。當代記、創業記考異等は之を八月に掲げたり。此の如く一定せざるを以て。大日本史料は之を九年の末に掲げて月日を記せず。或は慶長十七年壬子とし。二月上旬より五月下旬に終るとせしものあり。今取らず。

又世事談には一里塚を築きしを織田信長の時とす。然れども天正の頃漸く上國を鎮撫せしも。北條氏は關東に徳川氏今川氏は海道に武田氏は甲斐に割據す。かゝる戰國の世に在て。何ぞ一里塚の制を布く暇あらむや。徳川氏撫治の日に起るや知るべし。

一里塚は他に存するものあるも。其の植うる所は皆榎なり。此榎に就ても説あり。或はいふ。當時標木を植うるに當り。松杉の類を移植して可ならむやと。其の命を織田信長に請ひしに。松杉は世間に多し。他の樹に換へよとありしを。傳命吏之を榎の誤聞し。即ち榎を移植すべきの令を郷村に下せしより。一里塚の標木は總て榎に限るといふ。是れ織田氏の時代とする説にして。素より信ずるに足らず。或はいふ。大久保石見守長安。二代將軍秀忠公に塚上に標木を植ゑむことを請ひしに。一層可なりとの台命あり。重ねて何れの樹を植て可ならむやと上稟せしに。適當の樹を植よと命せらる。長安之を誤聞し。總て榎を移植したと。此説は前説と類似のものにして。唯其の年代を異にせり。想ふに兩説とも誤りならむ。榎樹の事は此等の誤聞に因りて輕易に處置すべきにあら

す。初より詮議して書上しものなるべし。其の書傳はらざるを以てかゝる説の傳播せしならむ。編者は斷じて信せざるなり。

◎中里

中里は。上中里、中里の二村なりしが。今は瀧野川村に屬して。共に大字たり。

舊上中里村は。正保の國圖に宮谷戸村と載せ。元祿郷帳には上中里村と記し。傍註に古は宮谷戸村とあり。此の宮谷戸の稱は。平塚神社の所在地なればなるべし。前記の小田原役帳に據れば。平塚郷の内なりしてと論なし。

舊中里村は。上中里村と同じく往昔は平塚郷の内にて。後に是共に岩淵庄に屬せり。寛永中東叡山領となり。以て幕府の末年に及べり。風土記稿載る所の小名は左の如し。

上中里の小名
鬼島 川間 横手 揚戸 藤ノ木 市ノ坪

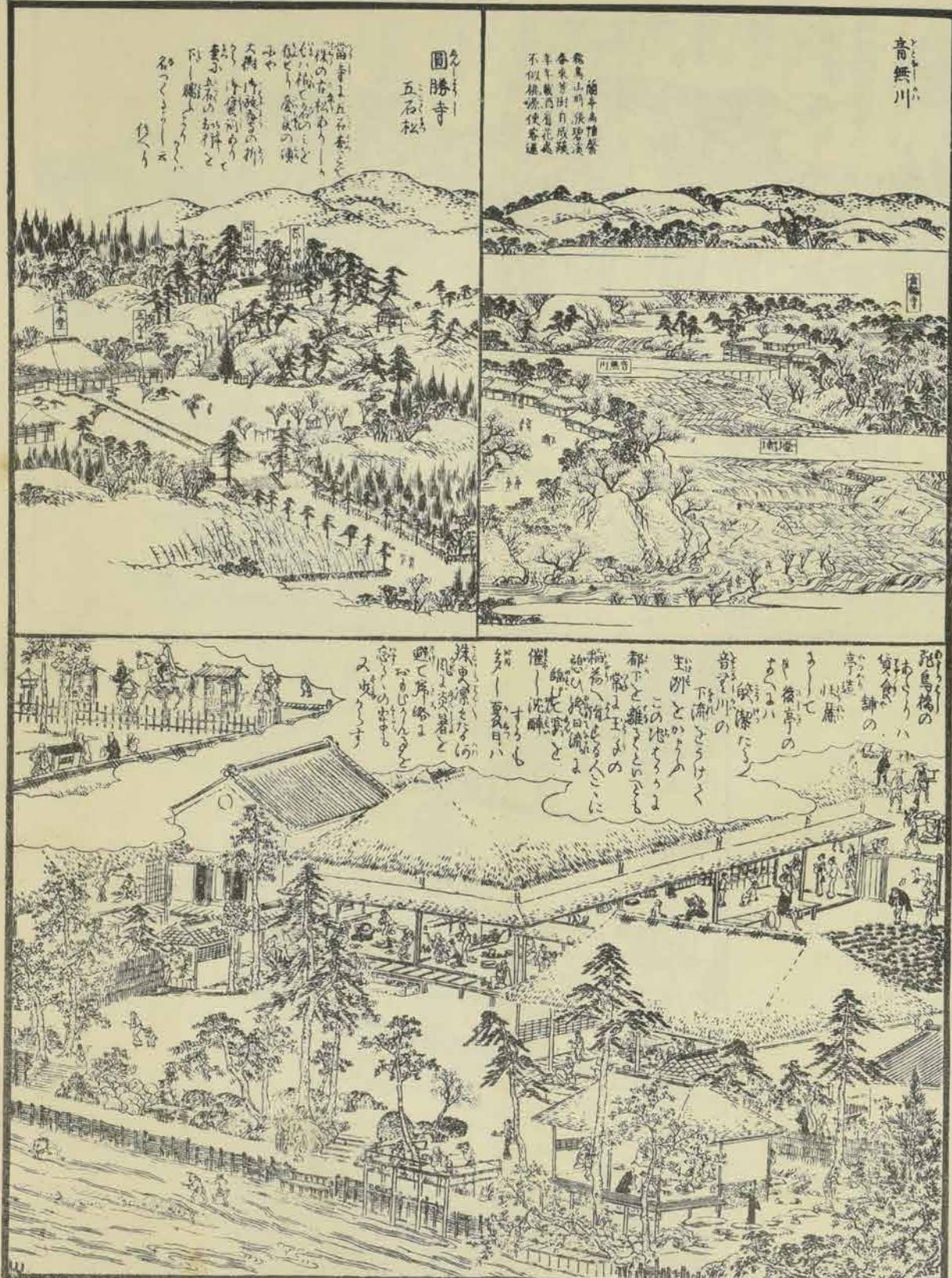
中里の小名

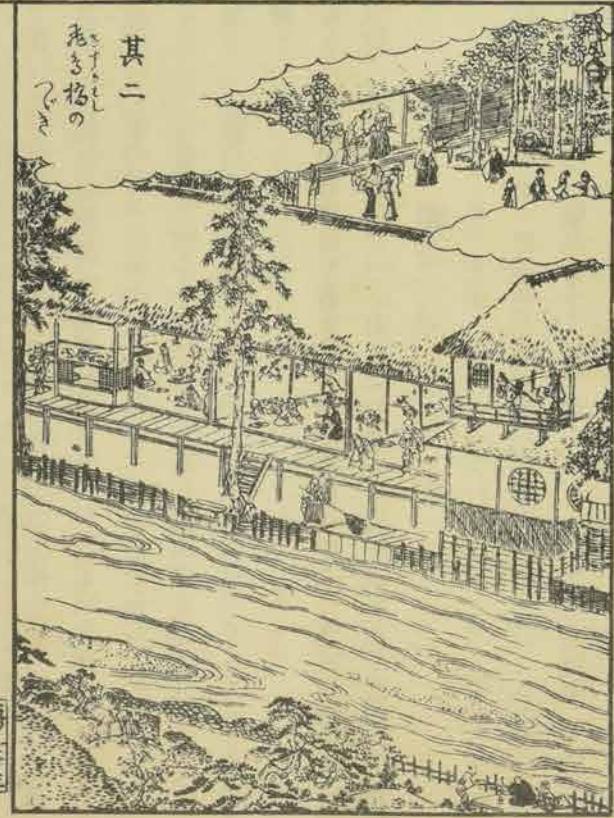
峠上通り 西峠通り 廣町 東川間 西川間

中里橋は。田端より中里に至る道路。即ち池袋に通ずる電車

線路の上に架したる橋なり。左右鐵欄を施し。明治三十六年二月竣工と刻しあり。

●中里橋





圓勝寺

圓勝寺は。中里橋の西北高き處に在り。光明山と號し。照德院と稱す。淨土宗にして芝増上寺の末なり。

石階十二級を登れば門あり。光明山の藍字額を掲ぐ。本堂は草葺にて、境内鐘樓には正徳二年の鑄鐘を掛く。又三圍半許の老銀杏あり。

當寺本尊彌陀は。立像長二尺許。慈覺大師の作といふ。開山は信阿聖法。弘安九年二月十五日寂。天正の頃は御曲輪内龍の口邊に在りたりといふ。

家康公腰掛の松。一に五石松ともいふ。古木は枯て今はなし。今本堂の傍に在るのは植繼しものなり。相傳を慶長の頃家康公遊獵の途次。當寺に來りて腰を掛け休息せられしより此の名あり。又此時五石の朱印書を賜はりしかば。五石松とも稱すと。里諺に云。此の松は五石を知行せり。いつの頃にか。松に領地を與ふること然るべからずとて。一旦召上られしに。松は俄かに枯たり。因て初の如く領地を下されければ。松も再び緑を回せりと。想ふに五石松といへるより此事は附會せしものならむ。しかし秦の太夫の故事も思ひ出されて面白ければ。こゝに之を記存す

◎西ヶ原

西ヶ原は。もと西ヶ原村と稱し一村邑なりしが。今は瀧野川村に屬せり。

往昔は平塚に屬せしと見えて。北條役帳に平塚藤右衛門二十

貫文。江戸平塚之内西原とあり。幕府時代は其の直轄地の外木村善右衛門、山川左兵衛。野間忠五郎の知行、平塚明神社領、雲光院、法恩寺領入會の地たりしといふ。

當地には左の小名あり。

貝塚 橋戸 上ノ臺 殿ノ上 一本木 御殿前 原
原久保 西谷戸 向ヒ原 前谷津 池ノ尻 ソヤ形 廣町
原下 茶ノ木田 穴田 一町目 墇田 峠ヶ下

●貝塚

坪井理學博士の「市中及び近郊に存する太古の遺蹟」と題せし案内書中に。西ヶ原貝塚の事見えたり。原文のまゝ左に掲ぐ。

駒込富士神社から大通りを飛鳥山へ行かうとすると。自然と農事試驗場の前に出ますが。試驗場を右に見て左の方人

家の後の畑中へ行くと。彼方に一段高く成つた所が見える。此所が遺物採集者の好く知つて居る西ヶ原貝塚で有ります。此所を中心として其近傍には土器の破片が幾らも散つて居ます。板橋方面には。南に池袋北に小豆澤の石器時代遺跡もありますが。行き易い所で貝塚の好例を見やうと云ふには。西ヶ原が第一で有ります。

●農事試驗場

農事試験場は、西ヶ原大通り平塚神社の西鄰に在り。農商務大臣の管理に屬し、農産の増殖改良に關する試験、土壤、肥料、農産物、農産製造品其の他農業上に關係ある肥料の分析、農産物の鑑定及び調査。種苗配布及び講話等を掌る。もと山林局に屬し。樹木試験場と稱したるものなり。門内に澤野博士(博)の銅像(半身)あり。

電氣栽培

こゝに同場に於て實施し居る電氣栽培の事を紹介すべし。同場技師安藤廣太郎氏の談に云く。『作物に一定の電氣を通じて或刺擊を與へ。此に因て其の發育を増進し得べしとは。從來學者の唱ふる所にして。種々の方法を以て研究せしも未だ完全なる結果を得る能はず。其の方法に於ても或はガルバニ電流(溫電氣)を用うべしとするあり。或は摩擦電氣(乾電氣)を可とするあり。或は空中の電氣を呼び集れば足れりとするあり。其の成績も一二割の增收といひ。或は五六割以上なりといひ。人によりて一定せず。西ヶ原農事試験場にては。明治四十年始て實施したる事にて日尙ほ淺く。試作物に就ても米麥二十日大根ホウレン草等の數種に過ぎざるを以て未だ成績を發表するの時期に會せず。但米麥蔬菜共に幾分が成熟期が早まり。且つ一二割の增收は確かなり。成育中顯著なる事實は。蒸發の旺盛なる事にて。根部の吸收力は蒸發量と比例するものなれば。隨て發育増進の原因が主として此に在るは

りといひ。人によりて一定せず。西ヶ原農事試験場にては。明治四十年始て實施したる事にて日尙ほ淺く。試作物に就ても米麥二十日大根ホウレン草等の數種に過ぎざるを以て未だ成績を發表するの時期に會せず。但米麥蔬菜共に幾分が成熟

期が早まり。且つ一二割の增收は確かなり。成育中顯著なる事實は。蒸發の旺盛なる事にて。根部の吸收力は蒸發量と比例するものなれば。隨て發育増進の原因が主として此に在るは

● 獣疫調査所

獣疫調査所は、農事試験所鄰接の地に在り。獣疫一般の調査及び試験報告を掌る。

初め農事試験所に附屬せしが。十年前より獨立せり。

● 東京蠶業講習所

東京蠶業講習所は、農事試験場の西鄰に在り。農商務大臣の管理に屬し。蠶絲業に關する講習。試験及調査。巡回講話。蠶種配布。質問應答等の事を掌る。

明治七年三月内藤新宿試験場内に蠶業試験掛を設置したるを以て蠶業に關する事業の嚆矢とし。十七年四月麹町區内山下町に蠶病試験場を開設したるを以て蠶業講習所の起原とす。十九年十月今之地に移轉し。蠶業試験場と改稱し。二十九年三月今之の名稱に改む。

講習科として養蠶科及び製絲科を置き。各之を本科、別科に分ち。講習期限は各科とも本科は三箇年。製絲科の女生は二箇年。別科は十箇月なり。講習料は徵收せず。卒業生にして尙ほ研究を續くる者を研究生とす。研究期限は男六箇月以上二箇年。女一箇年以内とす。

● 西ヶ原農園

西ヶ原農園は、西ヶ原七十四番地に在り。讀賣新聞社發行日本農業雜誌の附屬實地栽培試験場にして。其の目的は理論と實驗とを併せ行はむとするに在り。春秋に種苗農具解説を行し農業家園藝家に頗る又球根、苗木、種子を供給す。

無量寺は、西ヶ原の下通に在り。佛寶山と號し。西光院と稱す。真言宗たり。

南方入口に「六阿彌陀第三番、西ヶ原無量寺」正徳四年甲午年三月吉日景明敬白と刻したる石標を建つ。進めば左右に横橋場總泉寺の末なり。古は補陀落壽院と稱せし。應永十八の刻樹あり。左に鐘樓あり。安永九年鑄造の鐘を掛く。堂宇は瓦葺にして前に施待の喫茶休憩所あり。

昌林寺は、無量寺の東に在り。補陀山と號す。曹洞宗にして橋場總泉寺の末なり。古は補陀落壽院と稱せし。應永十八年足利持氏再營して祥林寺と改め。文永十八年太田道灌田園二十四町を寄附す。大永五年火災に罹りて堂塔灰燼に歸す。後

ち本山四世務庵宗最中興して今之文字に改む。

本尊は木の觀音とて名高し。相傳ぶ行基六阿彌陀彫刻の際同木の木を以て此像を作りたりと。春秋の彼岸には參詣者多し。

江戸砂子に昌林寺の關と題して云。むかし當寺領地の跡也。今以しかいふ。追補に云ふ。とりわき文明の頃諸國亂れて所領あるもの。私の關をかまへてより。諸國に關の名のこりてまぎらはし。關東にも數多あり。」と。此事他書には見えず。

○瀧野川村

瀧野川村は。日暮里村の西に連りたる村邑にして。今は田端中里を併せて。其の地域を大にせり。

此地は王子村境を流るゝ石神井川急流にして。水聲響くこと瀧にひととして瀧の川と唱え始めしもの。やがて村名となりたりといふ。

瀧野川の地名は。古くよりあひて。源平盛衰記賴朝隅田川を渡りて府中へ赴し條に。武藏國豊島郡上瀧の川松橋と云ふ處に陣取せし由を載せ。豊島氏系圖に宮城八郎重中が次男瀧野川太夫五郎信久。信久子瀧野川次郎信川云と見え。北條役帳にも。太田新六郎が知行二十一貫五百文江戸瀧野川。源三郎分二十一貫文江戸瀧之川梶原堀之内瀧江分とするしあるを以て之を證とすべし。

當村東の方に舊日光御成道。南の方に中山道係れり。而して

金剛寺より北の方瀧野川の對岸小高き處は。古の鎌倉道なりといふ。南向茶話鎌倉古街道のことを行へる條に。高田馬場より雜司ヶ谷法明寺脇通り。中略 中仙道を横ざり。谷村瀧の川村を經て。豊島より千住の方へ古の道筋なりとあり。谷村は當村の小名谷津といへる所なるべしといへり。

當村の小名は左の如し。

谷津 北山 押外戸 馬場 宮の下 谷畠

八

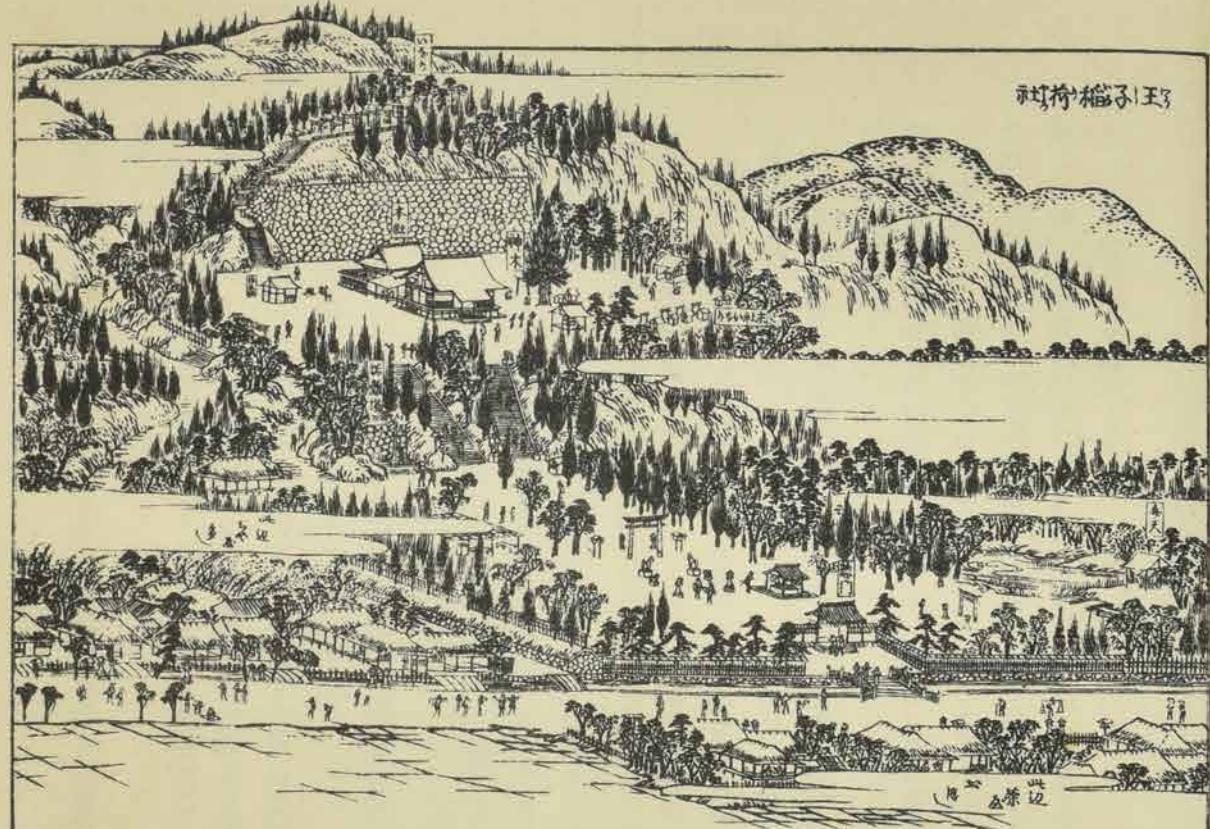
○古の鎌倉道

田端、中里、西ヶ原は。明治以來漸次開け行き。家屋も多く建ちしが。尙ほ昔の趣を留め。自づから閑雅の處あるを覺ふ。乃ち社寺の外別荘あり。農園あり。殊に種樹家多く相連り。植金、植傳など標示し。草木の培養を業とし。富豪の愛衝に供す。間客篠を曳て巡遊せば。詩興忽ち湧きて二叉を勞せざるべし。

○瀧野川村東南部の景況

瀧野川は。石神井川の下流にして其の水清冽。且つ當村を經るに及び曲折して過ぐるを以て頗る景趣あり。岸頭槭樹相連り。晚秋の候悉く紅葉し。錦繡を涵すの觀あり。

此の地都下を距ること二里餘にして。葛塵到らず常に幽邃なるに因り。閑人雅客の杖を曳く者多し。是を以て其の名著し



く。府下紅葉の一勝區となれり。

續江戸砂子四時遊觀の條に。真間の弘法寺、品川の海晏寺、下谷の正燈寺。目黒の明王院を擧げて瀧野川又は金剛寺の名なし。當時は未だ著名ならざりしが。東都歲事記十月の條に紅葉の勝地を擧げたる中に瀧の川あり。天保頃には既に著名なりしものと見ゆ。

不動懸泉動即飛。辨財祠畔簇_二寒雲。風煙喚做_二小江島。

豈啻萬楓披_二錦緋。

禪榻煙寒也賣_二茶。老僧忙掃暮溪涯。

鬢絲吟客暗多感。

落葉翻_二紅如落花。

●瀧の川園

瀧の川園は。正受院の西隣に在り。園は瀧の川に臨みて。槭樹多く。霜葉夕陽の景坐るに愛すべし。爲めに車を停め。紅於の句を推敲する者多し。園内に茶亭あり以て休憩すべし。

●瀧の川紅葉寺

瀧の川紅葉寺とは。同所千三十一番地に在る金剛寺の稱なり。此邊の紅葉は此寺の境内を以て最とするに因る。

入口に「西國三十三所供養佛」寛政九丁巳年十月吉日金剛密寺住法印行光と刻したる石標あり。表門に門内車馬無用と掲示す。本堂は昨年火災に罹り。金剛力士の兩石像空しく蕭立せり。

境内西畔に弘法大師堂あり。豊島八十八箇所第四十三番の札

所なり。前に弘法大師一千五十年供養塔を建つ。碑碣の現存せるもの左の如し。

鹿島萬平翁碑

明治三十八年十二月建る所にして。大隈重信篆額。細川潤次郎選文。小野飼之助書字なり。

伊藤廣山辭世碑

一眠り永き浮世を夢にさへ

見し白妙のふしにまかせて

三代目 伊藤廣山 樞秀吉謹書之

柳袋狂句碑

落葉はをしむなあとに芽の春仕度

二世 括囊柳袋

玄朱亭狂歌碑

梅やなき春のもやうをよせきれの

谷の戸にはる鶯の聲

玄朱亭 朱肉墨

爲山俳句碑

ゆかりなくかるやまこととの花の宿 爲山

當寺境内北の方は。瀧野川の清流に臨み。槭樹林を成し。最も風致に富む。迂曲して下れば崖下に洞窟あり。辨財天を安置す。松橋辨天是なり。今は過半埋りて入る能はず。此處往古は海なりしかば。貝殻の存する者多し。因て好古者の來り

て土を穿ち之を求る者頻繁なるより。かく埋めたるなりといふ。一橋を渡り。西岸に攀れば中腹に惠比須の石像あり。崖上には村山得翁高臥の圖を鏤り瘞齒誌を刻したる碑あり。其の文左の如し。

瘞齒誌

戊子重九自・嶽來謀・孤墳・恩・復・塗・三・汝・生・碑

四大未離而先謝焉者髮也齒也我行年六十有六齒牙脫去無慮廿七枚豈緣嗜炙之強較乎豆綠德忿之數切乎嗜欲可乎月數懲忿可以年數我其爲宵人者恒多爲君子者恆尠乎不獨是已齒之龜言語我節其開闔了々善々惡々好辨明白黑夫辨明善惡不祥知而故犯乃退翁之所以成始而成終猶何咎於而哉而等今先我而死我不得不吐剛我不得不含糊則而殆以尸諫者不亦忠乎喪禮有實譽之文而不及齒三代之人能養而保之未至如我開狗寶乎禮固可以義起於是擇風水ト曰瘞諸松石間清風起處作誌以貢幽光不忘厥德也己卯中秋退翁墓文友人伍石追書并立

寢世祥鑄字

余元無名以常愛石強自稱伍石右壁窠大書當我享和二年海外潘翰林世恩者爲余賞其跌宕嘗揭于山齋先友退翁評之言氣魄甚似米老其言洵不誣矣意者潘氏今猶存于世否吁翁歸道山已六年偶閱遺文瘞齒誌怡然不復不爲不朽之慮因手錄其文刻于片石又且刻潘書于其背併建之瀧野河畔夫翁四十年交潘亦如一知己庶翁文瀧

三年三月と庇たる古碑一基あり。惠比須毘沙門石像、紫の楓紅葉の秋時紫色を帶る故此名あり。按るに文保三年は即ち元應元年己未にして。今を距ること五百九十二年なり。獨り編者の見たきは此碑なり。而して洞口埋りて見るを得ず。惜哉。

後ち武藏古蹟志を檢せしに。此碑の圖を載せて「文保三己未年三日」とありて。長二尺四五寸幅一尺。岩屋前瀧野川端に臥て有り」と見ゆ。編者到りし時は見當らざりし。

瀧不動 正受院

正受院の名は人或は知らざるも。瀧不動といへば人皆之を知る。其の地は瀧野川の川畔に在り。飛鳥山下より西に折れて、進めば瀧野川紅葉並に瀧の案内札建てり。夫れより西北に入れば「たきふどう」としるしたる石標を認むべし。乃ち右に行けば正受院に達す。入口に「西國四番和泉まきの尾寺寫」の標示あり。山門は龍宮風の造りにて樓上に鐘（古鐘なりしが文政三年改鑄せりと）を懸く。下より之を撞くを得べし。本堂は草葺にて正面に在り。觀音堂は西畔に在り。福聚海の金字額を掲ぐ。不動堂は北畔に在り。瓦葺にて彫刻を施し。不動明王の白字額を扁す。堂後の崖上には浪花亭などいへる茶亭あり。席臺を械林の間に構へ。飲食物の外當地の景色を撮影せる繪葉書を鬻ぐ。此處より迂廻して天涯に下り。左に進めば所謂不動の瀧あり。一條の瀑泉崖峽より瀧ぐ。盛夏

書俱不朽于松阜楓溪間蓋遺文是翁之實際伍石是余之幻相是此幻相外之則爲馬爲牛固從它呼耳文政乙酉夏日

五石丈人識男永根奕孫書 寢世祥鑄

廻りて川北に出れば。其の丘腹に毘沙門の石像を安置しあり風土記稿に云。金剛寺。新義真言宗。田端村與樂寺門徒。瀧河山松橋院と號す。本尊不動は坐像にて長一尺餘。弘法大師の作と云。緣起の略に。當所は弘法大師遊歴の古蹟にして。其頃手つから此像を彫刻ありて假に石上に安置す。今其石を不動影向石と稱して境内に現存し。疾病的もの此石に水をそそぎて。其水を服すれば立所に平愈すと云。又治承年中右大將賴朝境内辨財天信仰の餘り。堂舍建立及び田園をも寄附ありしに。其後兵火に焼れ。強盜に田園を掠め奪はれ。宗門だに定かならざりしを。天文の頃阿闍梨宥印と云僧是を歎き。北條氏康へ訴へ。永く真言の道場に復すと云。影向石三箇の石を重置。是縁起にいへる不動の像を安置せる處なり。辨財天社弘法大師作。坐身長七寸の像を安じ。別に護摩の灰にて作れる像をも置く。地藏堂、大黒天本堂の後の方岩窟の中に安置す。辨財天峽下の洞中に安す。長一尺の石像にて。松橋辨天と號す。弘法大師の作。當時此の地に松橋と云橋ありし故。地名をおはせて唱といへり。松橋の名は源平盛衰記に見えて舊き地名なり。治承の頃賴朝此辨財天を歸依の餘り。太刀を寄附ありし由。縁起に載せたれど今は失へり。洞中に文保

には此邊に茶亭を架し。浴客群集す。不動の石像二軀あるを見る。右方の水瀨に大藤樹あり。往昔は青苔露滑かにして人跡稀なりし處なりし。綠樹風涼しきことは。今尚ほ依然たり。彼の有名なる近藤重藏甲冑像の事は別項に記す。

風土記稿に云。正受院、淨土宗芝増上寺末。思惟山三昧寺と號す。弘治年中大和國宇多郡龍門の奥功賀久と云所に學仙房と云僧住し。不動即我の密法を修する事年あり。靈夢を得て當國に來り當寺を草創せり。其年たまく洪水ありて砌の川中より弘法大師作の不動を得たり。其後又旅僧來て一軀の不動を授けしもの。今堂中に安置する處なり。學仙房は弘治三年三月四日寂す。其墳墓庭の小山の上にありて五輪塔なり。其後寂阿了仙と云僧堂舍を再建す。文祿三年九月三日圓譽道本堂再建の棟札あり。本尊阿彌陀は行基の作にて。坐身長二尺五寸。此餘惠心作の彌陀像一軀を置く。

近藤重藏甲冑の石像

正受院本堂の左側にある重藏の石像は。甲冑打扮の高さ三尺位にて。好古家の詣づる者多し。此石像は蝦夷地より歸國後文政五年今之正受院の隣家の管理野間正順なるもの。祖先より親交ありし因みにて。若干の土地を分割し。記念として谷文晁下畫になる石像を彫み。不動の瀧にて七日間行をなし。像を瀧の川上なる岩窟に納め。尙ほ古書類を同院に納め。瀧の川文庫と稱し。常に此所に住みて風月を友とし。無上の娛

樂とし居りし處。時の寺社奉行松平伯耆守より右甲冑を著せしは。身分を憚らざる所爲なりとて。一時取調を受けしも。重藏守重は直に之が申開きをなし。事なく納り。明治初年洞穴より今の場所に移せしものなりと。此申開書は編者嘗て之を読みたることあり。長文にして蝦夷地に於て苦辛せし事を詳述したり。即ち擇捉島に渡るの際敵人前に在り且つ風濤險にして船將さに覆らむと。重藏甲冑を著するにあらざれば。死後日本武士の面目を保つ能はずと。乃ち急に之を著し。部下を指揮し風濤を衝き。遂に敵前上陸を爲し。露國の十字架を拔て。天長地久大日本國領地の大標を建たり。是ぞ其の記念なりといふに在り。蓋し石像を造りしは其の實重藏にして。豫め其の筋の訊問あらむことを期したるに以て此事あり。

因て蝦夷地の功名談を提出し。暗に當局者の心を動かさむとせり。然るに當局者一顧せずして。遂に其の效なかりしは。重藏の不運といふべし。

王子明覽に此石像に關する略縁起といふを掲げたり。前記と同じからざる所あれば。左に錄して参考とす。

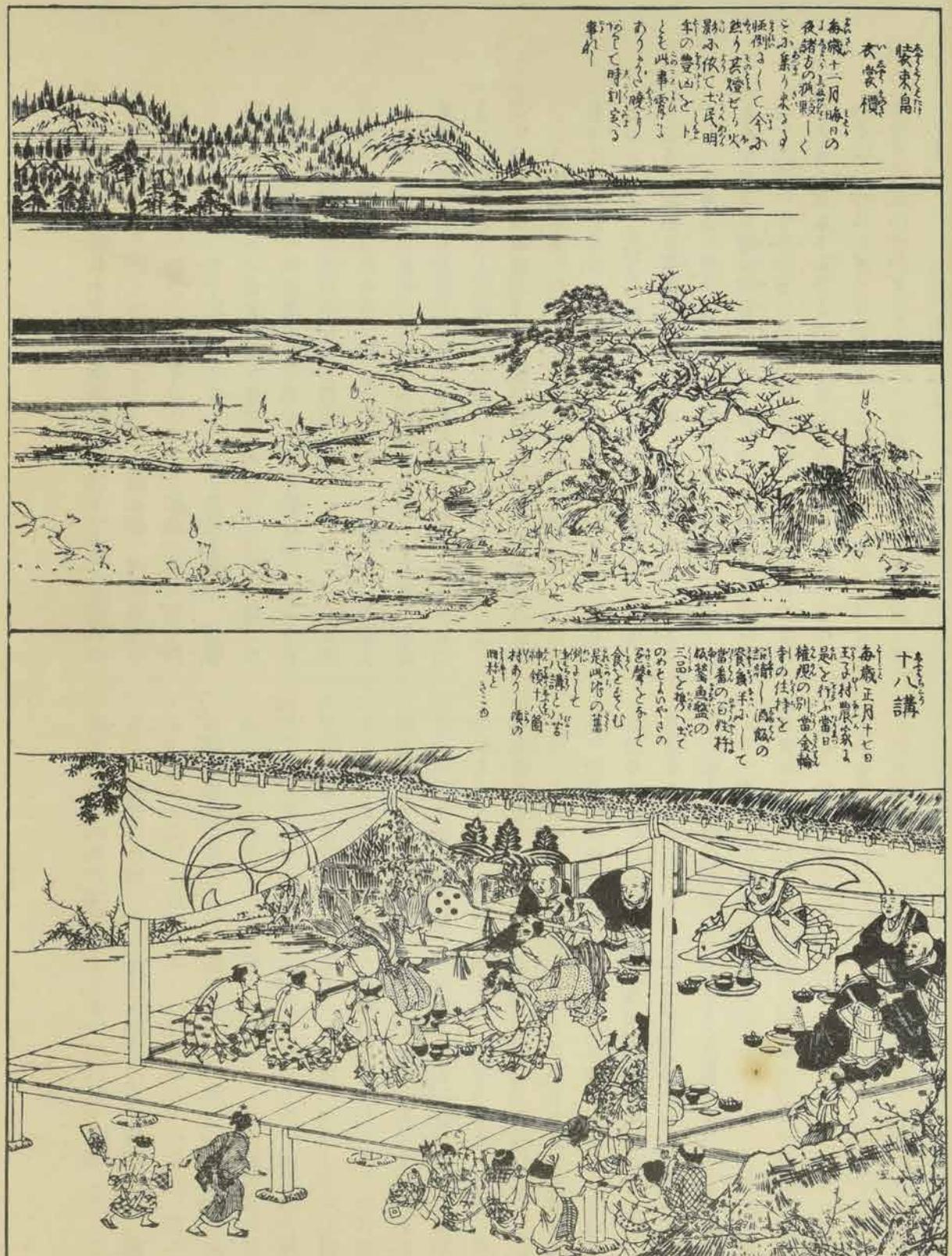
近藤守重重と稱す。明和八年江戸の鶴聲ヶ溝に生る。世々徳川幕府に奉仕し。寛政十年台命を奉じて蝦夷に赴く。其後往復數回。歸府の後文政五年當村は源賴朝の義兵を擧げ鎌倉に入る時。行宮(宿營か)の遺跡にして。氏の祖近藤國平嘗て賴朝に從屬せし故を以て。常に其英風を欽慕し。且其境泉石

の幽邃を愛し。屢々吟詠を此に駐む。谷文晁に託し自己が甲冑を著したる像を畫かしめ。此に據り石像を彫刻し。壽藏と名け當山に安置す。文政十二年六月十六日享年五十九歳にして病歿す。戒名を自休院俊峰玄逸禪定門といふ。

○瀧野川の秋色を保存せし風流人

瀧野川は紅葉の勝地にして。秋色の美は専らこゝに在りと稱せらる。此地嘗て斧鉄の厄を蒙り。年々の秋色將さに全滅せむとせしを。羽鳥了甫翁財襄を傾けて之を保存したりしを以て。今日公衆が依然として吟賞するを得るなり。其の遺徳傳へざるべからず。前田香雪氏瀧の川楓樹に就ての逸事と題し。吾嬬布里(二十三年十一月)第一號に此事を載せたれば左に抄出して風流の諸人に告ぐ。

墨田川の堤の櫻の年々枯るゝが多きを歎きて、澤上漁史(成島)が若木をあまた植え繼ぎたると、同じ處の花の木にひこばえ多く出きて木の衰へゆくを傷みて、棟庵居士(大淵)が培養の費を出して此病を除きたるとは、風流社會の語りつたへて美談として、知る人は能く知れる事なれど、瀧の川の紅楓のうへにも是に似たる美談のあるをば、誰も聽き知らぬは風流上の陰徳として其人の深く包藏したるによるなるべし、さるを斯明白に記さんは心に違ひてよしなき事をと腹だゝるべしとも思はぬにはあらねど、其人は既う世を去られぬ、生前に仕ふきたる美事の亡後に顯はる、



は其人がらのたのもしくもなつかしくもある者なれば、何
かは苦しかるべきとて記すも、もとおのが親しうしたる
因みあるによりてなりけり、其人は何處にありしぞといふ
に、大江戸の方に當りて西新井村よりは西川口村より
は東の方なる彌兵衛新田といふに、多年田畠あまた所有し
て、いと富有に世を送られし、羽鳥了甫といふ人になん有
りける。通稱を嘉藤次とよばれて、遠州流の茶道を深くた
しみ、古書畫を好みて鑑定の方あり、常に古筆了伴のもとに
往かよはれしといへば、了甫といへる名は古筆より受られ
しにもやあらん、かゝる道々の數寄者との交り廣かりしか
ば、此方にある時は上野の岡の麓車坂町に住居せられし事
もあり、又淺草の田の面に近き烟町に住れし折もありけり、
老の後其子四方吉(今は石雄と改む)ぬしに世の萬事をまか
せて、自らは只茶事と月花とのみ心を慰められし、維新
の比にや江戸に出ると獨り荒川を渡りて田の面の細道を
たどり來つゝ、瀧の川の岸の茶店に杖をとゞめて憩ひて見
るに、賤の男らが松杉ともいはず楓とも嫌はず、梢によぢ
登りて枝をきりふるすさまに只事ならず見えしかば、ぬしは
いたく驚きて、急ぎ木の下に走りつきて其故を問は、此寺
の僧のひと山の木とも残らず村の何某に譲渡したれば、斯
は切拂ふなりと語りぬ、了甫ぬし熟思ふ様、此川邊のひ
とむらの松杉楓はもと寺の庭園のものにて、境こそさだか

ならぬ體なれ、私有に相違あるまじければ、切拂ふも譲渡
すも寺僧の隨意にはあるべけれど、見處少き江戸人は此處
をさへ龍田高尾のなみに思ひて、秋の末より冬の初は訪來
る者も多く、はかなき茶店の嫗までも深くたのむ木蔭なる
になどり無く切拂はんは惜しとも傷しともいはんやうなし
と、忽ち日比の風流心に保護する念慮起りしかば、先賤の
男の手を止めさせ、是を道しるべとして譲受たる何某が家
に往きて、利づけ譲替の相談を初めしに、兎や角やと引しろ
ひて容易くは承諾かず、ぬしは詞を和らげておことが譲受
しは、小枝を薪とも幹をば柱とも板ともして利益を得ん
との意なるべし、おのが親しうしたるがいとをしきと、紅楓の名と
年歴る木とも俄に切除かれんがいとをしきと、紅楓の名と
ころの跡かたも無く成果んが傷ましさに望むものなれば、
細き一本も他に移すにあらず、只有りの儘に此處に保存し
て人にも見せ自らも見んとてのわざなれば、譲引の名は同
じけれど、其實は遙にかはれり、原價のいやしければ利づ
けをしても譲受んと思ふ世の人の望みとは、全く趣き異な
れば、能く其こゝろを汲取られよかし、此紅楓の爲に村人
の得る德益は軽くとも、是が爲に村の名のあらはれて遠近
人に訪るゝは、土地の面おこしにはあらずやなど、理りを
盡して説きければ、さすがに心なき村人も納得して、竟に
ぬしの云ふがまゝに譲替しとぞ、此事深くひめて久しく人

り。場主は平田忠四郎氏。

◎王子町

にも告られざりしを、漏れ聽きし人ありて此比のれに斯なんあると語り聽せられぬ、此時もし了甫ぬしの來合せられずは、瀧の川の紅楓も名のみ流れて、鴛鴦澤（同所の少し上流の字なり）のをしとて、又詮術ながらまし、公園の制ふたり勝地保存の論世に出るやうになりしは、遙に後の事なれば、惜むべき大木を薪にくだきたる類もいと多きを思へば、ぬしは誠に風流の道の陰徳者とも稱へつべき人ならん、ぬし既に身まかりて數年を歴れど其家いよ、榮えて、子孫のうへにつゝがなく樂しき世を送らるゝは、山祇の神の御心にかなへると、久々廻智能神の悦ばせ賜ひて幸へ賜ふとによるこそ申すべけれ。

○康樂園

康樂園は、瀧野川百三十三番地に在り。西洋草花専門の栽培場なり。併せて種苗は勿論噴霧器、殺蟲劑、植木鉢臺、花瓶等を販賣す。園主は印東熊兒氏なり。

○養蜂園

養蜂園は、瀧野川四番地に在り、近年の創設に係る。園主は勝田昂氏なり。

○平田飼禽場

平田飼禽場は、瀧野川大字谷津千五百三十一番地に在り。明治三十年八月の創設にして。學理を應用せる採卵の養鷄場あ

王子町は、東京市の北西三里に在り。岩淵、板橋、瀧野川の四町村に隣接し。東北の一部は荒川に瀕し。其の中央には石神井川の貫流するあり。而して南方に飛鳥山の連岡を負ふ。東西三十八町五間。南北二十九町十六間。面積五百七十八町八七〇六を有す。最近の調査に據れば。戸數五千八百八。人口二萬千五百五十五とす。當町はもと豊島郡岩淵領王子村と稱せしが。文政の頃より岩淵の號を省けりといふ。明治二年始めて大宮縣に屬し。同年浦和縣の管轄となり。五年東京府に遷り。第九大區六小區に編入せられ。十一年十一月郡を南北に分つに當りて。其の北に屬し。王子村戸長役場を置けり。二十一年四月十七日市町村制を布かるゝと共に元豊島、堀之内、及び船方の一部、上下十條村を合せて王子村と稱し。尋で四十一年九月一日町制を施行するに至れり。

○板橋町に通ずる新道路

當町より板橋町に通ずる新道路は。故熊谷源左衛門氏の經營に因りて成れり。王子明覽に其の事を記して云。王子町の發達は頗る著るしく。昔日の寒村は變じて帝都近郊の名區たるに至りしが。中山道の板橋腹背比隣の間に在りながら。未だ一尚ほ記すべきものは平塚神社の附近に鬻ける大根の切乾なり。細にして長く。六尺に餘れるは珍らずべし。生乾の方最もよく。醋に醤油を和して之を浸し。酒の下物とするに足れり。但之を製するは大根の期節に限れり。

○王子の火繩

王子にて昔時名物として鬻ける竹火繩は。明治以後は其の名を知る者さへなきに至れり。江戸塵拾ひに云。常の火繩は火口ほつれて燃る。鐵砲火繩は火口まとまりて燃筆の如し。王子の竹火繩は鐵砲火繩なり。藤堂家下屋敷にて鐵砲組の足輕是をよるといふ。王子の名物なり。

○農産物

王子町は大字王子を除くの外農業地多きを以て其の產物も亦觀るべきものあり。

米麥 各處に產す。

大根 大字上十條下十條に產す。殊に上十條一部の地は早蒔にて良品を出す。千大根は練馬大根の種類にて味美なり。

蓮根 大字堀之内に產す。上總蓮根是なり。慶應元年老農榎本伊三郎の苦辛して獲たる種子のよし。

白瓜 大字上千條下十條に產す。大白と稱する者にして。

奈良漬として販賣す。

製茶 七十年前畠野孫は其の種子を山城國より購ひ。栽培せしを起原とす。

王子町の名産は製茶なれども。みやげとしては瀧の川及び飛鳥山下にて賣り居る玩具の「ミ、ヅク」（鳴鶴）など。これは芭の穂にて造れるものにて。雜司ヶ谷にて鬻けるものに同じ。天保五年頃には紙製の人形並に風車なりしこと。寺門靜軒の太平志に見えた。詩あり證と爲す。

一身兩頭、剪紙造人、人面狐首、交易互變、土人呼鬻、名曰王子土產、

狐面人顔更變新。假眞難辨本來身。世間機變何唯此。只見狐心人面人。

揉竹糊紙、爲車輪形、輪受風則旋運自轉、亦爲土產、終日旋輪轍沒迹。虛無或會道家流。冷然猶是待風轉。尙比三神人輸一籌。

● 石神井川

石神井川は其の經る所の地に隨て其の名を異にする。即ち瀧野川村を經て瀧野川と呼び。玉子字權現下に至て王子川と唱へ。一に音無川といへる。是は王子神社あるを以て紀伊國音無川に擬したるなり。

其の源は石神井村三寶寺池より流發し。關村の溜池多摩川の分水を合せて一條となり。下練馬村に掛りて近村の用水となり。板橋町字根村に堰を設けて北方に分派し。十條村に達する一條を根村用水と號し。本流は根村より東北に流れ瀧野川村に入り。夫より王子字權現下にて石堰を設けて三派に分つ。一流は南流して舊二十三ヶ村組合用水。一派は豊島、十條、王子の用水と爲る。本流は堀之内、豊島に掛りて荒川に入る。此川路約五里なり。

● 大阪 三本杉橋

大阪は「ウツリ坂」又は「宇都布坂」ともいふ。舊日光御成道にて王子神社の傍の坂なり。坂の下に三本杉と稱し。三株の老杉ありしが二株は枯たり。其の處用水堀に架する橋をも三本杉橋と稱す。

● 熊谷翁の碑

王子町の功勞者熊谷翁の碑は。字權現下音無川に臨みて建てたり。

熊谷源左衛門君碑

す。荒川の流域廣闊なりし時。其の岸に鎮座せる神なるに因る。祭神は宇氣母智之神、智久產日神、宇迦之御魂神を祀る。今は村社たり。

創建の年月詳かならず。或はいふ。天正年間。金輪寺宥養上人王子権現別當たりし時。こゝに創建せしものなりと。然れども岸稻荷の稱あるより推考すれば。夫より以前なるべし。

當社は。銅瓦朱ぬりにて破風造り。鳳凰等の彫あり。石階十數級の上に鎮座す。境内老杉森立天を摩す。支社十一ありといふ。碑ニ基を見る

かくてこそいのるかひあり衣食住

千種菴

なにくらからぬ二ツの燈火

霜解

大日本戰爭勝利爲祈願捧之

天の下まもるみたまのあれはこそ

神託教師渡邊守信紙書

昔時鐘樓ありて。寛永十七年鑄造の鐘を掛く。今風土記稿に據り。銘文を載せて参考に供す。

王子之岸稻荷之神。寛永十七年官命降而雖宮成。未有鐘矣。所以金輪寺主法印宥存發鑄鐘之素願一唱之。從而和者

若干人。寛永十有七年居諸羅治工施鎔範。鐘成萬斤焉。野山門首澄榮爲之銘曰。

毎月午の日には參詣する人多し。殊に二月初午の日には最も

東京府知事正三位勳二等千家尊福等額

君名源左衛門、熊谷氏、武州北豊島郡王子村人。以天保十三年正月二十八日生、初專務于畠圃。明治二年八月浦和縣廳舉以爲王子村組頭。後管於東京府十四年十一月爲戸長、二十二年改村長、三十七年四月十七日以病歿于職、享年六十有三。君資性寬恕、執事明敏、夙注意水利、北豊島地勢概平行、悉通溝渠引河流以灌溉、而從來管理法未備、動輒致紛糾、君憂之創隣鄉不相侵之約、首設之石神井分渠、施及三千川玉川派流、盡締盟無復喧擾、君皆與有力焉、又嘗謂厚民生、脈鄉莫善於工業、時會諸工場興、於是地者陸續相沓、其方相地也民或不肯售、則君介其間懇諭以應之、工事隆盛遂冠都、其他設農耕試場及兒童教育、莫不盡意、官賞其功賜金數次、鄉黨亦懷德弗譏、今茲省謀鑄石以垂後昆、銘曰、

飛鳥岡下南陌東阡、一望萬頃溝洫腹田、轟突駢植

煤煙衝天、丈夫勵業、子女爭先、昔時碧落茅茨采椽

今則櫛比棟甍牆垣、黽勉在職三十六年、功勳貞石

千載維傳

明治三十八年十二月東京府北豊島郡長從六位勳六等田中端撰

香溪山内昇書 井龜泉刻

● 王子稻荷神社

王子稻荷神社は。王子神社の北位に在り。舊くは岸稻荷と號

王

子稻荷神社

鳴鐘新掛其功大哉、祌德彌重威光倍雄、音告晨

響報往來、撞者拔苦聽者免災、近同壽福遠離輪回

萌種甲拆心蓮華開社壇不朽、恆阜民財鐘用無盡

永莊三樓臺、（雄字失韻恐誤）

寛永十七年辰九月吉祥日

安永三年歲次焉逢敦祥仲春

箕山 熊尙之代撰

とあり。風土記稿に當社の寶物を載せたり。

兜二面煩二長刀二振

（以上三品は源義家所持の品にて。治承四年一日、有德院殿金輪寺へ御立寄の時上覺ありしより。御代々の台覽に供ふと云。）

衛府太刀一振

傳來詳ならず。中心に清光と銘す。

宗近刀一振

（雄認一振。享保二年正月廿二日七日越後國新發田城主清口出雲守臣下源五左衛門尉藤原姓江口氏榮則と記す。漫認して詳

刀一振

（紅葉狩の大刀と稱す。長二尺二寸五分。不動利鉄の鍔あり。中九年淺田助左衛門勝英と云者。重病に罹りし時。當社に祈請して平癒せる報賽に納むと云。）

刀一振

（夷江下阪の作と云無銘なり。延享五年池田甚十郎富附の由嗣に記す。）

曲玉九顆 文化年中社後山櫻より獲得なりと云。

殷賑なり。東都歲事記初午の條に云。王子稻荷別當金輪寺。關八州稻荷の司なりといへり。前日より詣人群をなす」と今尙然り。

飛鳥川に當社の盛衰を記して云。王子蒼稻の神社は。寛政文化の頃は群集の信者多く。巖穴下の石垣、宮居の前後、寄進修造嚴かにて。龍頭の水漲り落ち。水行の往來石垣をぬらし。靈石を抱て願望の輕重を祈るは。麻布の燈籠佛よりも古くよりありて。春のきさらぎは猶更。今よりは飛鳥の花も賑はひてこゝもとへちりくらうかれ人も數多なり。秋は三社權現の神事。法師武者田樂の古雅に。槍とりかへに例祭のみか。月毎午の日くは海老扇の酒亭。遊客滿ちて海遠けれど。鮮魚吹井に鱈ぶり。紙細工の狐は道行人の頭に宿り。杉と松との爭ひ田道細道。醉狂人の小唄絶ざりしも。近き頃は春秋の外は。瀧の川の瀧あびる炎暑のこぼれ參り。春に鞭うつ遠のりのみにて。位階の榎みんとの物好きもなかりけり。

●王子の七瀧

東京近郊に於て盛夏の候浴すべき懸景は。淀橋の十二社、目黒不動を首め。桐ヶ谷の瀧(品川氷川神社境内)等々力の瀧(荏原郡玉川村)清水の瀧(尾久村)田端の瀧なるが。別に王子には七瀧ありて其の名高し。

七瀧とは名主の瀧、稻荷の瀧、辨天の瀧、不動の瀧、權現の瀧、見晴の瀧、大工の瀧をいふ。

て遊興を買ふべし。

●裝束榎

裝束榎は。王子町の北東榎町舊裝束畠在り。此處昔は王子村の共有地にして。反別七畝二十八歩。雜草生茂の地なりといふ。有名なる狐火の事は。天保の初年までありしよしなるが。其の後は絶てなしといふ。

風土記稿に云。裝束榎、社地より東の方田間にあり。もとは二株ありしが。一株は十七年前に枯て小樹を植繼り。古木の方は圍み二抱餘。土人の説に毎年十二月晦日の夜。此榎に狐道春所選の權現縁起に。末社多かる中に何れの世にかありけん。此社の傍に稻荷明神を遷し祝ひければ。毎年臘晦の夜諸方の命婦此社へ参り来る。其ともせる火の山中に連り續けること許多の松明を並ぶが如く。數石の螢を放ち飛しむるに似たり。其道の山を通ひ河邊を通へる不同を見て。明年の豊凶を知ると聞ゆ云々。

此に裝束榎の名を得たるは。三百年前ならむか。

王子稻荷祠

大沼 枕山

老杉森列護祠堂

奇景最推除夜良

八國無窮綏尾物

幾團吹火謁孤王

江戸砂子王子稻荷の條に云。當社は關八州稻荷の統領なりといふ。毎年十二月晦日夜八ヶ國の狐此所にあつまり。狐火お

此中最も著名なるを名主の瀧とす。此瀧は今より五十餘年前安政の頃當地の名主畠野孫八なる者開設したるを以てかく稱し來れり。水質の殊によきは大工の瀧なりといふ。

扇屋海老屋

王子にて扇屋、海老屋といへは。誰知らぬものなき料理店なり。寛政文化の頃。王子稻荷の繁昌を極めし時は。此兩家は

遊客充滿したりといふ。

飛鳥川に。王子蒼稻の神社云々。例祭のみか。月毎午の日には。海老、扇の酒亭。遊客滿ちて海遠けれど。鮮魚吹井に鱈ぶり」と見ゆ。獻立競といふ一枚摺のものにも。幕の内に王子扇屋、ゑびやと掲げあり。寺門靜軒の太平志にも左の詩ある。

扇亭

玉椀金樽奪^レ目新。恍然如^レ遇別天春。醉來真秉^ニ王家扇。拂盡人間元氏塵。

海老亭

天之美祿流如^レ海。鯨飲吸^レ潮林肉香。薰暖何人不^レ欲老。

醉鄉究竟勝柔鄉。

今日は昔時の如き盛況なしと雖も。依然として金樽の美酒。玉椀の佳肴を備へて遊客を待てり。王子に遊ぶ者此に車を停め

●印 刷 局 抄 紙 部

印刷局抄紙部は。王子町の中央にあり。明治八年の創立にして當時は抄紙局と稱せり。十九年四月に至り。今の名に改む。

もとは大藏省に屬せしが。現時は内閣の管理に歸せり。印刷局は神田橋内に在りて。印刷部、活版部に分る。當部は局内の一室にして。抄紙課、整理課の二課に分ち。抄紙課には第一室、第二室、第三室、第四室あり。職工一千百五十人を

第五科 仕上

第六科 梳毛 毛絲部
工場を分ちて二部と爲す。

梳毛絲部 主としてセル類を製す

役す。

工場中製品機械機部にては。葉書、諸印紙類、官報用紙、切符用紙を製作し。同手摺部にては。紙幣、公債證書、株券、用紙類を製作す。

●王子製紙株式會社

王子製紙株式會社は。大字王子六十番地に在り。洋紙を抄造する所にして。明治六年二月濱澤榮一氏の計畫に成り。資金十萬圓を以て創立したるものに係る。製紙工業中最先の位置を占るものなり。爾來資金を増加し。幾多の改善を加へ。各地に分工場を設け。大に其の事業を擴張せり。

初は抄紙會社と稱せしが。二十六年商法實施に際し。株式組織となし。今の名に改稱したり。現在の資金は六百萬圓とす。當工場のみは。稻藁、蘆縷を以て其原料に供し居るも。他の分工場にては木材を使用す。

●東京製絨株式會社

東京製絨株式會社は。大字王子二百二十九番地に在り。明治二十年七月の創立にして。資金二百萬圓とす。事業を分ちて六科と爲す。

- 第一科 原動力 電氣 機械 修繕。
- 第二科 洗毛より紡毛に至る事業
- 第三科 織物
- 第四科 染物

職工は千二百人を役し居れり。

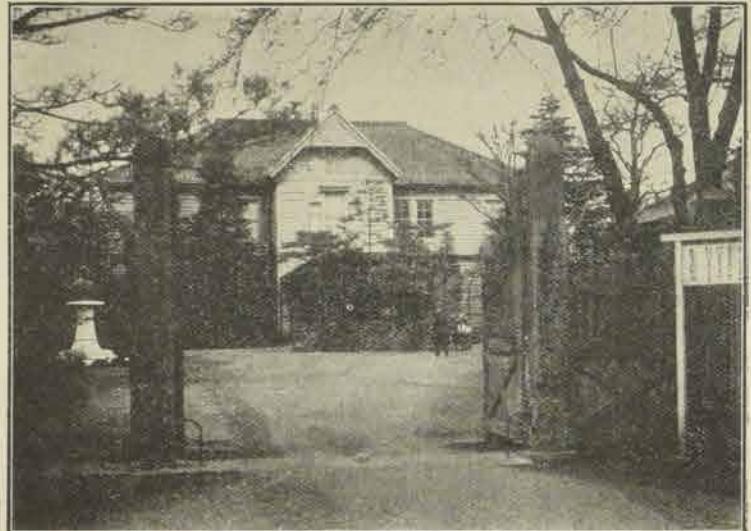
●關東酸曹株式會社

關東酸曹株式會社は。大字豊島千七百番地に在り。工業藥品人造肥料型銅製造販賣及び以上に要する原料採收事業等を營業とす。資金増額一百萬圓。

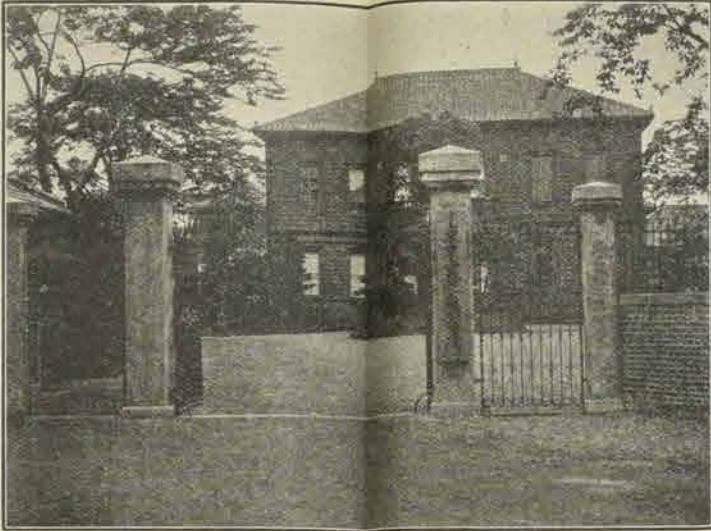
當社の事業は。明治十二年の頃大藏省印刷局構内に創始し。同十八年工場を王子村に移轉し。硫酸製造事業を加ぶ。二十三年に及び。工場を宮内省御料局の管理に歸し。二十八年硫酸製造所を陸軍省に交割し。曹達晒粉部を廢止するに至れり。是に於て松村清吉、和田屯の兩氏同部の拂下を爲したり。是を當會社の始とす。目下職工の數は三百餘人。

●株式會社下野紡績王子分社工場

株式會社下野紡績王子分社工場は。大字舟方（アマカ）に在り。錦絲紡績の工場にして。明治四十一年の建設に係る。本社は十七年の創業にて。栃木縣芳賀郡大内村に在り。資金百五十萬圓。本工場は新設のものなるを以て設備周到し。職工の待遇寄宿舎、娛樂室、學校、醫事室等あり。職工千五百人。内男約二割



所驗試事農原ヶ西



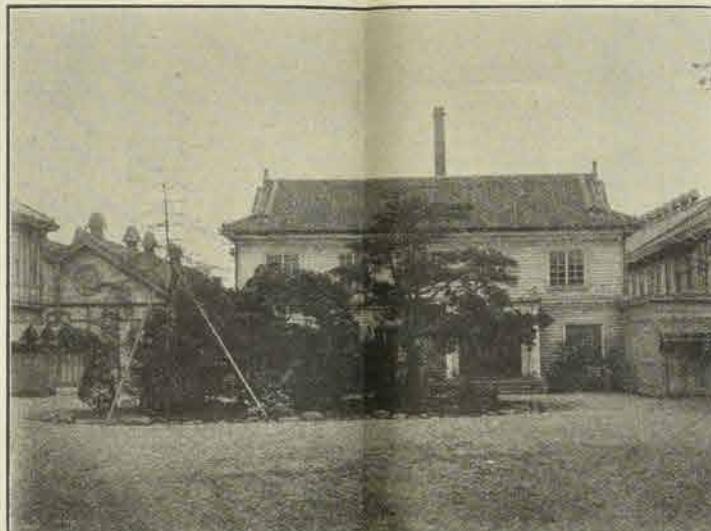
所習講業蠶原ヶ西



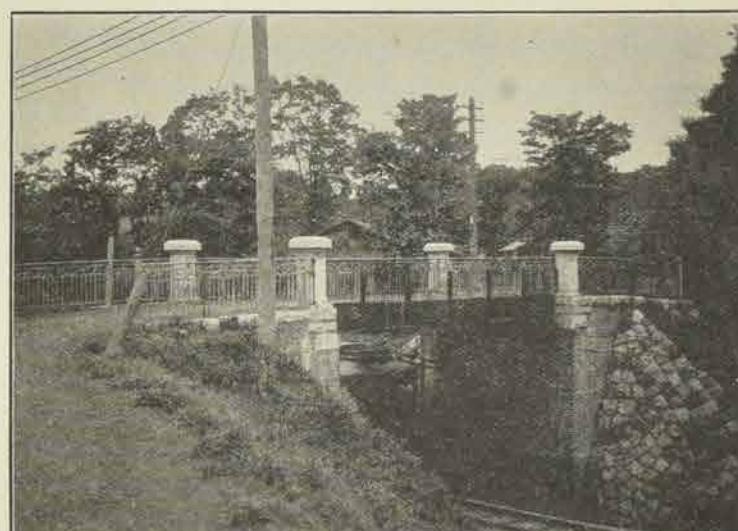
寺勝圓里中



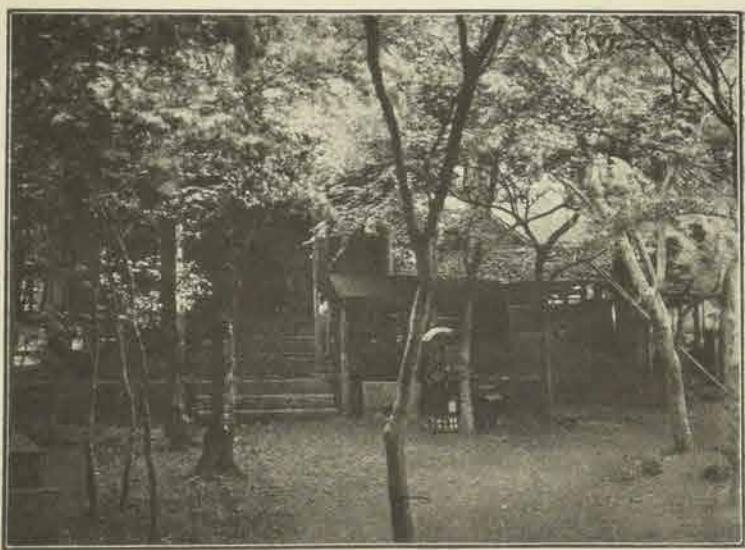
(目番三第陀彌阿六)寺量無原ヶ西



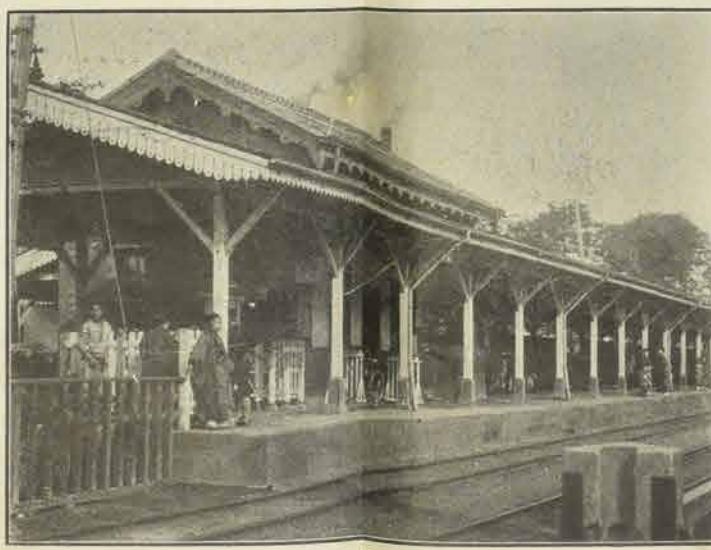
部紙抄局刷印子王



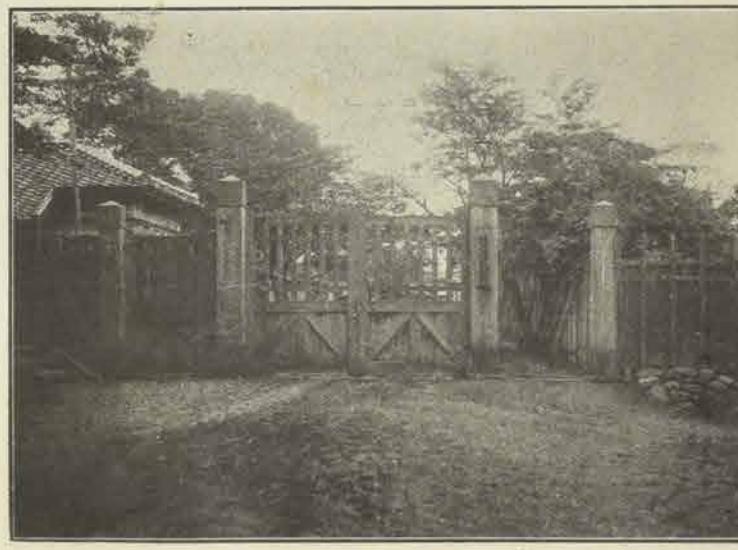
橋架の路線道鐵里中



天辨橋松川の瀧



王子停車場



所驗試造釀

● 東京砲兵工廠銃包及火薬製造所

東京砲兵工廠銃包製造所及火薬製造所は、大字十條にあり。

陸軍大臣の管理に屬し。彈丸火薬等の製造事務を掌る。

近年東京市小石川區の砲兵工廠より分轄移轉せる者にして。

構内十數棟の工場あり。職工の數は無慮五千人に及ぶと云ふ。

○ 酿造試驗所

醸造試驗所は、瀧野川字逆川に在り。東は近く飛鳥山に接し。

西北は瀧野川に臨み。王子神社と相對し。南方よりは千川用水來りて境内を貫流す。王子停車場を距ること僅かに一町餘

なり。

此處は八代將軍徳川吉宗公清遊の地にして。當時植ゑし所の松櫻の殘株尚ほ存するものあり。慶應元年幕府大砲鑄造の用地と爲し。反射爐を設しが。戊辰の變に會し。明治初年に之を廢し。爾來變遷ありて大藏省の用地となり。三十七年三月當所を設くるに至れり。

當所は酒類及び醸造物中特に清酒の品質及び其の醸造方法を改良し。酒造家をして其の實績を擧げしむるを以て目的とす。而して事務、庶務の二課ありて其の事を掌る。事務課中には。分析、細菌、醸造、建築、機械、醸造經濟の六科を設く。又講習科を置き。酒類醸造業者及び其の子弟中より一期（六箇月）五十名を選定し。醸造に關する作業を講授す。

別に研修科を置き。帝國大學、高等學校、高等工業學校卒業生

生若くは此と同等以上の學力ある者は。研修員として醸造、分析、細菌の各科を通じ。十人以内の入所を許可す。但少くも六箇月以上研修するを誓言する者にあらざれば許可せず。

○ 銀行支店

王子町大字王子には銀行の支店あり。
株式會社川崎貯蓄銀行王子支店 四十二番地

同足立銀行王子支店 五十二番地

○ 六人衆

往昔王子神社創建創建の時、紀伊國熊野より瀬田、飯田、金子、鈴木、須藤、榎本等の六人隨ひ來りて此地に居住す。是を王子の六人衆と呼ぶ。飯田善左衛門（祖先は大膳と稱す）は其の人にて。宅地墓所に正和、正安、觀應等の年號を彫れる古碑ありといふ。

○ 七曜塚

七曜塚とは七箇の塚の謂なり。第一は妙観塚にて王子西南の方に在り。長六間幅四間許。塚上松一株ありしが後に枯れたる。昔時追鳥狩の時、將軍の立場となりしを以て。松山の御立場と稱す。次は龜井塚にて稻荷神社の後畑中に四箇所あり。此餘供養塚と唱ふるもの一。無名の塚一あり。合して其の數七あれば通じて七曜塚と呼ぶ。

此六人衆、七曜塚は風土記稿に據りて記する所なり。編者

歴巡の際土人に就て尋ねたれども、其の存否を詳かにする
ことを得ざりし。好古家にして間暇ある者は探尋せられ
し。

○王子の槍祭

王子神社の事は、名所圖會公園の部に詳記したれば再説せず。其の槍祭の如きは、最も古風にして東京市中の各神社に於て見ざる所なれば、特に之を記して以て讀者諸子の實見を促す。十八講強飯の式は既に廢絶したるも、此槍祭の神事は今に至るまで行はれ居れり。

槍祭むかしは七月十三日に行ひしが、今は八月十三日に行ふ。其の前日に試舞あり。

是日參詣の諸人神前に八寸許の手遊の槍を納め。先きに他人の納めし槍と交換して家に收め。火災盜難除の守とす。翌年此槍に一本を添て奉納す。

午後四時三十分より社前の舞樂殿に於て田樂踊を行ふ。其の順序左の如し。

第一番	中門口	第二番	道行腰斧
第三番	行違腰斧	第四番	背摺腰斧
第五番	中居腰斧	第六番	三拍子腰斧
第七番	黙禮腰斧	第八番	捻三度
第九番	中立腰斧	第十番	搗笠腰斧

竹老人王子田樂記に。

氏子ともさはやかに出立たる十餘人。色とりたる竹の槍を持。とよめき渡りて拜殿の御前に來り。南北にわたりていどみたゝかふさまは、神軍の餘波なるべし。はては竹槍うちおきていぬるを。物見の人とよみわたりてとる。いとらうかはし。

とあり。是にて槍祭の義も推察し得らる。後世は前記の如くなれば、王子の祭は田樂のみと思ふ人も多かるべし。

に飯を高盛にし。各杓子杵等を以てかけゑをなし。腹をつきてこれをすゝむ。」

十八講とは、王子神社領地二百石の中にある十八講田の事也。強飯の式は此米を爨するに在りて。一に強飯攻ともいふ。強飯とは飯を高盛せしを強て食せしむるの義なり。飯具には二間長さの杓子一抱大の柄杓一馬鹽大の飯鉢を用う。青赤黒の三鬼ありて。一鬼「オコソー」と呼びて杓子を以て頭に引かけ起す。此の如くして列座の者全部に及ぼし。其の式を終るといふ。

○花鎮祭

のとかなる春の祭りの花しづめ風をさゝれと猶いのるらし」

といふ花鎮祭は、三月十日王子神社に行はれたるが何の頃よりか廢絶せしは惜むべし。元文二年三月飛鳥山を守軍吉宗公より王子神社に寄附せられしは、熊野花鎮祭の事に據せられたるなり。此等の古祭典は是非再興したし。

○王子村十八講

十八講と稱する強飯の式は、慶應の頃まで行はれしが、維新の改革と共に廢絶せり。今左に其の大要を記して古風を傳ふ。

東都歲事記正月十三日の條に、王子金輪寺十八講。強飯の事あり 同十七日の條に、王子村十八講とありて註して云。農家にて行ふ。別當金輪寺の住持を請し。酒飯を饗す。農夫打寄。大碗

式に先だち。神官は衣冠装束にて本殿に控へ。仕丁（俗に七度半と稱す）は烏帽子に白丁を著て臺傘を擔ぎ。行列が門内に入りて宣しきや否」と本殿へ七度半使に立ち。神官の許を得て行列は門内に進み入る。

行列の武者。剣竹を携へ大太刀を佩き。紫の丸綬を締る者一人。長刀を持ち七本の大太刀を帶び。金塗り鹿角の前立打たる兜を戴き。御幣の指物を負ふたる者一人。同じ服装にて背に芭の指物せし者一人。都合三人。舞童は牡丹、櫻の花笠を冠る少年六名。五色紙立烏帽子形花笠を冠る少年二名。都合八人にて。六名は海老茶色の狩衣。二名は萌黃色に有職模様を織出せるを著す。持物は二人は太鼓。四人は拍さゝら。二人は鼓なり。吹奏方として四名之に添ふ。又村内の有志者二十名。麻上下に三尺五寸の竹杖を携へ。警固として從ふ。かくて門内より徐るに踊り。進みて悉く舞樂殿に昇り。番組の舞樂を奏す。此舞童の冠れる花笠は昔より開運、廣除、子育等の傳説ありて。氏子の若者は舞樂の未だ終らざるに先立ち。之を取らむとして轟めざ合ひ。巡查、警固の制するを肯かず。竹柵を破りて舞樂殿に飛び昇り。互に奪ひ合ふ景状最も悽し。之が爲めに毎年必ず鮮血を流すに至る。此槍祭は此の如くにして終りを告るなり。

むかしは田樂の前に槍を合して戦ひしことありと見えて。醉

王子權現即ち今の王子神社の別當たりし金輪寺（今の社務所）は、觀雪の勝景を以て著名ならし。

續江戸砂子四時遊觀の條記する所左の如し。

○雪 禪夷山金輪寺 眞言 王子村

若一王子の社あり。江戸をはなる、事二里餘よほど小高き山也。冬枯の木の間より社頭の蔓よしもれて。神のしるしは豐年のふかくつまれる雪に知ると。よみいかれぬる氣色。麓は石神井川の流れ清く。こなたは岩槻道中にして。むかしの道をまよはぬ駒のゆき、絶えず。笠につまれる雪も我雪とふもへばかるく。蓑の雪もはらはで四方を望皎然たるに雪の一匁を吐て即歸る誹人いんじん。人問ふ答云興に乗て來り

興盡て返る也と。王子猷のすがたを見するも亦たのし。」江戸の事をしるせしむるき書冊紫の一本にも。已に金輪寺の雪を擧げたり

○雪

王子金輪寺

駒込の先岩淵の手前若一權現の宮あり。江戸の地をはなれて五十餘町。人家少く人稀なり。寺の後は深き谷に清き水流れ。古木生茂りて竹藪高く。世をのがれ静に住んには心とする所なり。花の時は尋来る人もある。紅葉には見る人なし。霜下り木の葉落れば。人めも草も枯はて、淋しさいはん方なし。雪の頃は猶更哀なるべしとて。陶々齋も遣佚も行て酒呑む。雪西日をかくしてあはくして影なく。竹北風を帶て少き聲あひて。ちらくある雪漸々庭白く。草の上には蝶まひ。樹より落ちては花をなす。其興心詞も及ばれず。されど神光にもあらず。祖寢にもなければ。肌寒く身こりゆるまゝ。さし請け引請け呑む。酒の數重りて何のうさもつらさもわする。云々。

東都歲事記十一月景物の條に。看雪とありて隅田川隣其の他を擧げたる中に。王子邊とのみありて。金輪寺の明記なし。

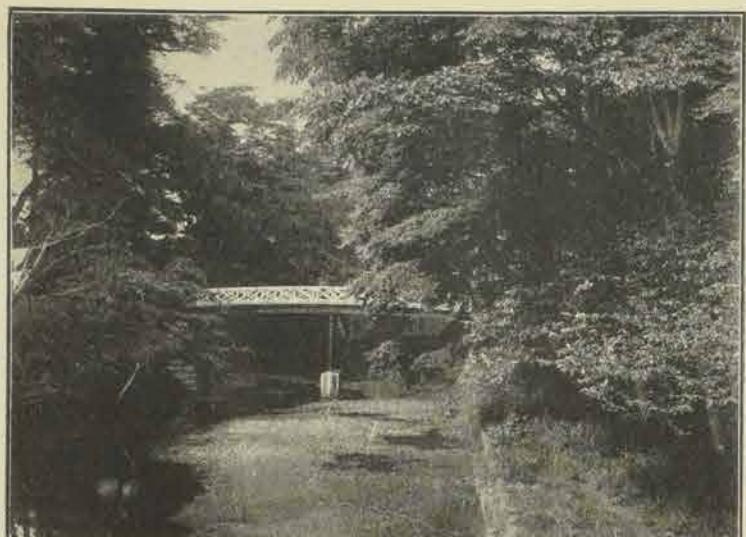
○豐島驛

豊島驛のありし地は。今の王子町大字豊島即ち舊豊島村なりといふ。郡名の因て起る所も亦實に此地なり。

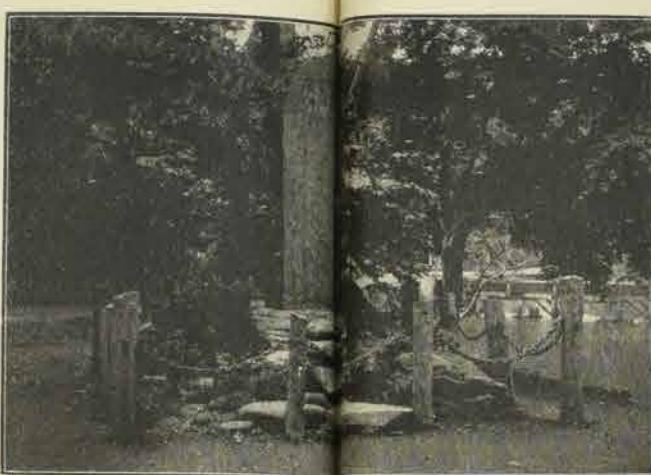
續日本紀神護景雲二年二月乙巳の條に。武藏國栗瀬豊島二驛と載せ。延喜式兵部式にも武藏國豊島郡とあり。風土記稿に云。接に大古は武相の界は山野にて人跡通せず。故に海道は相州より安房國に渡海し。夫より上總下總に達す。是武總の界も著海に隔られしなれば斯の如くならざる事を得ず。故に當時當國は山道に屬して上野國より府中に達し。又同道を反りて下野に達せしなり。然に安閑天皇より光仁天皇まで。世は二十二世。年は二百四十餘年を歴るの間。武相の界關けて往來通じければ。相模國高座郡伊參驛と豊島郡豊島驛との間に三驛を置れ。荏原郡大井驛より豊島に通じ。夫より乘瀬驛に至り。柳下總國葛飾郡の驛に達せしなり。然ども舊に依て當國尙山道に屬せしかば。官使の来る上野國邑樂郡より横さまに同郡五箇驛を経て乘瀬驛に至り。夫より豊島を経て府に達し。事畢て又同道を反りしなり」と。以て昔時往來の由る所を徵すべし。

○豊島權頭清光館趾

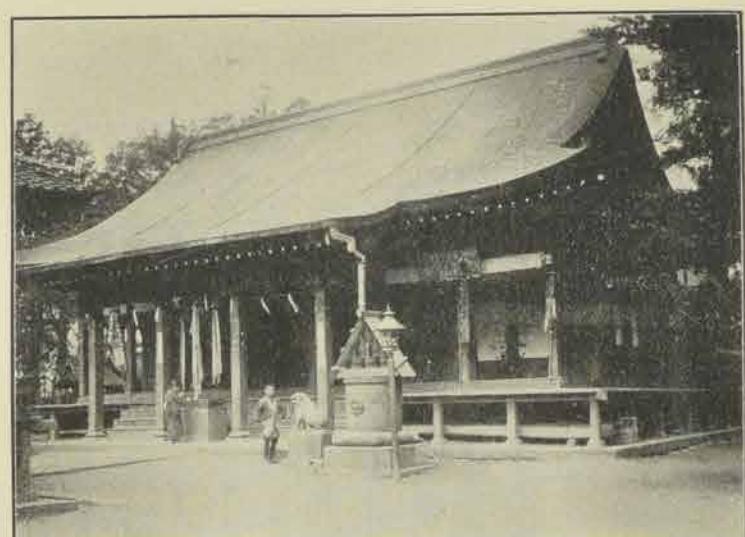
豊島權頭清光の館趾は。清光寺の傍に在り。風土記稿に其の事を記して云。按に豊島系圖に秩父六郎將恆が子秩父別當武基が第二郎武常始て豊島と號す。或は武常は武基の二男なりとも云。此人豊島と號する時は。當所に移て在名を名乗じと知べし。其子太郎近義豊島に在城すと云。是は今の中里平塚の城ならむとぞ。近義は鎌守府將軍源義家に仕へし人なり。



川無音子王



碑門衛左瀧川の瀧



社現權子王



前門社荷稻子王



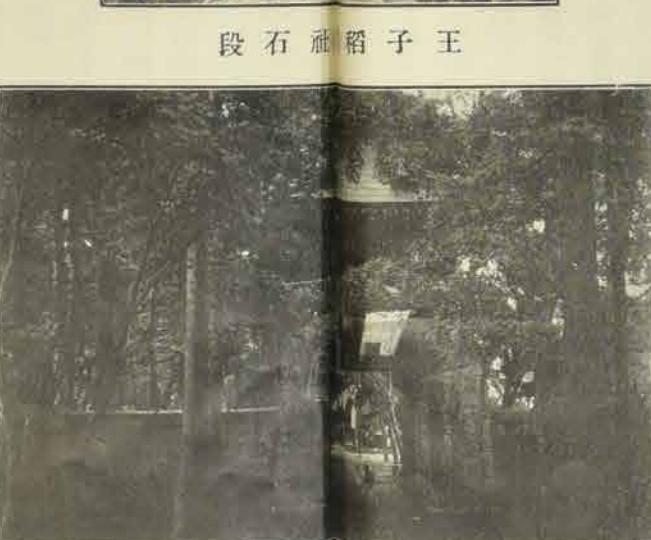
段石神稻子王



會動運徒生學小山鳥飛



屋扇店理料子王



院正



庭中屋老海店理料子王

其弟を二郎常家と云。清光は此常家が孫なり。東鑑治承四年九月三日の條に。豊島權頭清元に頼朝書を與へしことを載す。元は光の誤なるべし。當國にて江戸太郎重長に並て有勢のこと想像すべし。又同十月二日辛巳頼朝下總より當國に至りし時。清光最前に參謁せしこと。及壽永三年志水冠者征罰の時。河越豊島等を令レ下ニ向信濃國と云事。是亦東鑑に見ゆ。又豊島右馬允朝經と見えたるは。清光の子にて初は太郎と稱せしなり。後土佐の守護職となり。建仁三年十月十五日徵山の衆徒に討る。其子孫は三郎兵衛泰景より某朝泰某景村等相續で此所に住せしとなり。朝泰が五世の孫を勘解由左衛門尉泰經、平左衛門泰明と云。兄弟分れて平塚石神井の二城に籠り。文明九年太田持資入道道灌と江古田原に戦て兄弟共に討死す。石神井城陥れり。此時當所をも去しにや。其後泰經の子勘解由左衛門尉康保小田原北條氏に仕へて。二百三十二貫八十文を領せしとなり。此時は何れの地に住せしや詳ならず。

●紀州神社

紀州神社は。王子町の北端豊島に在り。五十猛命。大屋津姫命。抓津姫命を祀る。

社傳に云。元亨年間豊島氏紀伊國熊野權現を王子村に鎮座して若一王子(今の王子神社)と崇め。又同國名草郡五十太祁神社を同村に祀りて。紀州神社と稱す。當社即ち是なり。其の

後ち天正年間豊島村と王子村と爭論のことありし時。自村の鎮守神を他村に置くは本意ならずとて。村内小名宮ノ前に移せしが。又小名馬場に移し後ち今地に轉せりといふ。例祭は毎月十八日。大祭は九月十八日なり。

王子神社創建の年次に就ては種々の説あり。風土記稿にては元亨以前なりとす。かゝれば當社の創建も亦然りといはざるを得ず。

●豊島神社

豊島神社は同地に在り。もとは若宮八幡宮と稱せり。豊島權頭清光の靈を祀るといふ。或はいふ。清光の子清泰を祀れりと。

●西福寺

西福寺は。大字豊島に在り石神井川の下流に臨めり。三縁山と號し。無量壽院と稱す。眞言宗新義派にして沼田惠明寺の末なり。

寺本尊阿彌陀如來は。六阿彌陀の第一たるは人の皆知る所なり。

仁王門に掲ぐる三縁山の額は三國筆海堂の筆に係る。門内池心に辨財天祠あり。

又當寺に地藏尊を安置す。緣起に云。寛永年間江戸駒込に住する向西といへる者。鎌倉延命寺の裸地藏に志願ありて參禮し。願望も已に成就し。且々夢想を得て歸國し。彼の像を模

刻してこゝに安置せしものなりと。

●清光寺

清光寺は同地に在り。鑑王山と號す。昔は常康山と號せしよし。西福寺と同宗同末なり。豊島權頭清光の開基なるを以て其の寺名とす。小田原役帳に島津孫四郎十四貫文、豊島之内清光寺分とあれば、其の頃はよろしき寺なりしと思はる。正安三、文治二、文明元、永福五年等の古碑あり。探るべし武藏古蹟志に。貞治二年の古碑井戸端踏石にありと見ゆ。

專稱院

專稱院は同地に在り。龜島山と號し。地藏寺と稱し。淨土宗にして小石川傳通院の末なり。昔は地藏堂にて專稱庵といひしが。寶永二年村民白倉四郎左衛門といへる者祐天僧正に歸依し。當庵を興隆せむことを願ひしに。祐天其の志を嘉みし。遂に一寺と爲し。山號等を命じ傳通院の末と爲す。故に祐天を開基とす。其の頃の住僧を正參順應と稱せしよし。

本堂に祐天開眼の地藏を安置し。又祐天の與へし百萬遍の珠數を藏す。其の魁首の大珠に祐天自から彌陀の名號を鏽せりといふ。

●梶原塚

梶原塚と稱する者。北豊島郡堀之内村荒川の岸に在り。府下にて梶原塚と稱する者は。敏頭來福寺にもあり。梶原屋敷と

唱ふる者は。馬込村にもあり。今此地の梶原塚に就て記する所あるべし。
續江戸砂子に云。梶原塚。古書に王子村にありと記せり。前編の比。王子村に至て尋るに。知れる人なく。終に其所を求めて。其後再び彼近村に至り。里人に故を温ね。やうくに其所を得たり。王子村より十町あまりこなた。平塚明神より本木六阿彌陀へ行道。梶原塚内と號す。さいつころの洪水に荒川へ崩れ入けるよし。今田の中少の平地に松二本ある。是を梶原塚といふ。

武藏古蹟志に云。梶原塚。村の北寄にて荒川の端陸田中にあり。川端にて。四十年許以前は塚もあり。御影石の燈籠ありしが。塚は川へ崩込。石燈籠は誰か盜み。今は川岸に小竹少生たる中に松二本あり。畑にて道なし。豊島村に往く道三四間脇なり。

風土記稿に云。梶原塚。村の北寄にて荒川の端陸田中にあり。松一株を塚上に植たり。是梶原景時を葬りし所なりと云。昔は泉龍寺と云寺ありて爰は其境内なり。故に此邊を小名寺前と云。元は塚上に石碑ありしが後失ひしとなり。或書に梶原屋敷は平塚明神の後飛鳥山の麓にありといへど。其地に絶て蹟跡なし。

同書村名の條に梶原の事に就き。辨して云。往昔宇都宮氏の陣屋ありし頃。梶原景時鎌倉を落て此邊に來りしを。宇都宮

なし。後には東叡山領、淺草幸龍寺領、西村又兵衛の知行入會の地となれり。

當地の南より北に貫て鎌倉より奥州への古海道の跡あり。

十條の名は里見八犬傳に於て著名にて。小説を讀む者は皆能く之を記せり。

○德丸ヶ原

徳丸ヶ原は遠郊なれども。名高き所なればこゝにしるし置くべし。

此原は幕府時代砲火の演習場たるを以て人士の普く知る所たり。近くは天保十年己亥高島四郎太夫(秋帆)が試射せし事あり。

平山兵原先生が鈴林扈言卷之四十六に。寛政の初め大筒打の與力とも隔年鎌倉に罷り越し。三百匁のそろひ打と云をいたせしが。遠方にて物事手重く差つかへ等も有之に付幸に近邊に徳丸原と云空閑の地あるを以て願をたて。三百匁の揃打を此地に於ていたき旨申し上で。御許を蒙りしより。

永く大筒近町の講場とはなりたり」とあり。其の開演は寛政なること知るべし。即ち今より百十餘年の事なり。

風土記稿に云。徳丸原。荒川に傍へり。東西十三丁程南北八丁餘。上下赤塚、成増、徳丸本村、同脇村、同四ツ葉の六村入會の持にて。東の方志村の原に續けり。古は一圓赤塚地中のものなれど。今多く徳丸の地に接するを以て徳丸原と唱へ
いふ。

○十條

小條は今や王子町に屬して其の大字たり。もと村にて。古へ王子村(今の大字王子)と通じて一村なりしに。豊島清光紀伊國熊野權現(今の王子神社)を王子村に祀るの際。彼地に王子村十條崎等の名あるを以て其の名を負せて各村と爲したりといふ。

往古は豊島郡の領主豊島氏の所領なりしが。後に太田新六郎の知行たりしてと北條役帳に見えたり。幕府時代となりては府の直轄地及び大屋、安部、遠藤、羽田、安井五家の領地と

「烽火の術を學ぶもの願上げ。此原にて其業を試む。」
此徳丸原は、今や全く其の舊形を變じたりと聞く。編者未だ實檢せざれば、其の詳細を知る能はず。姑く記して他日の探査を待つ。

○板橋町

板橋町は東京府下四驛の一にして中仙道の首程たり。もと下板橋宿と稱す。日本橋より貳里貳拾七町四間あり。

當町は東西十五町南北二十町二十一間に亘り。北豊島郡役所、板橋警察署板橋郵便局及び貸座敷あり。

板橋の名は古くより史上に散見す。即ち源平盛衰記、義經記に源賴朝太井隅田兩河を越て板橋に著することを記す。中古治亂記に應安元年芳賀兵衛入道禪可が子伊賀守高貞武州板橋が原に打出ることを載せ。松隣夜話に大永四年北條氏綱武州に發向して板橋邊の落人を追撃するよしをしをしたる。

板橋の名は此地を貫流する石神井川に架する板橋より起れりといひ傳ふ。或は板橋信濃守忠康の居住地たりしに因るとの説あれども。忠康は北條氏直に仕へたるものなれば。前記諸書と對照するに其の後の事なり。

當町の東端より西折し上板橋を経る一路を川越街道といふ。一に秩父路と稱せり。

○景況

板橋町は、もと宿驛にして諸藩主の衆を率ゐて相往來するあ

り。個人の浦和、熊谷、秩父等の方面に旅行する者は、常に經過せしを以て雲助歌は絶えたりしが。今や山手鐵道線の停車場あるのみにて、中山道の鐵道は王子を経過して、當町を外にせしより。其の繁華昔日の如くならず。唯々附近に板橋火薬製造所等の大工場あるを以て、其の繁華を維持せりといふ。

○幕府時代の人馬制限

幕府時代宿驛なりし時。役夫駄馬の制限は左の如し。

中山道立人馬御定

五拾人
貳拾五人

家中往來

拾三人

又賃錢の制限は左の如し

野田文藏御代官所
武州鷗島郡

一板橋

本荷八拾九文 無荷五拾八文

人足四拾四文

詠へ二里十丁

江戸へ 九拾四文 六拾壹文

四拾七文

右は驛肝錄に載る所なり。是れは安永三年より向ふ十年を期して定るものに係る。故に其の後は漸次増加せしこと、知らる。

○中仙道旅行の大名

高百二萬二千七百石 加州金澤 松平加賀守



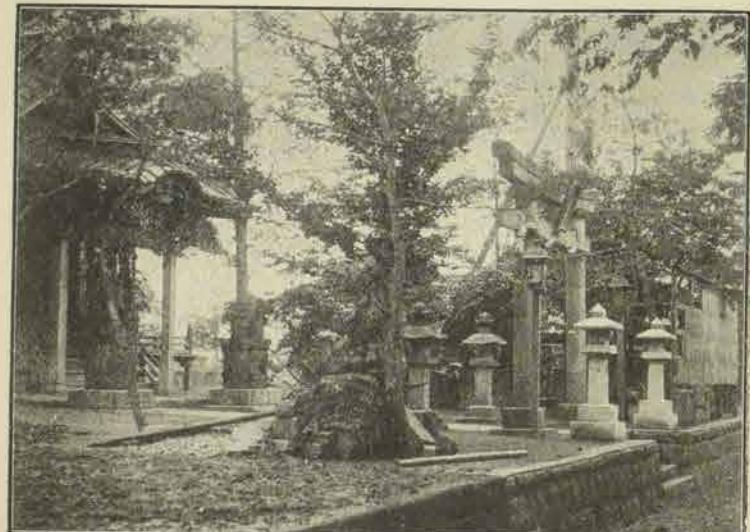
寺蓮乘橋板



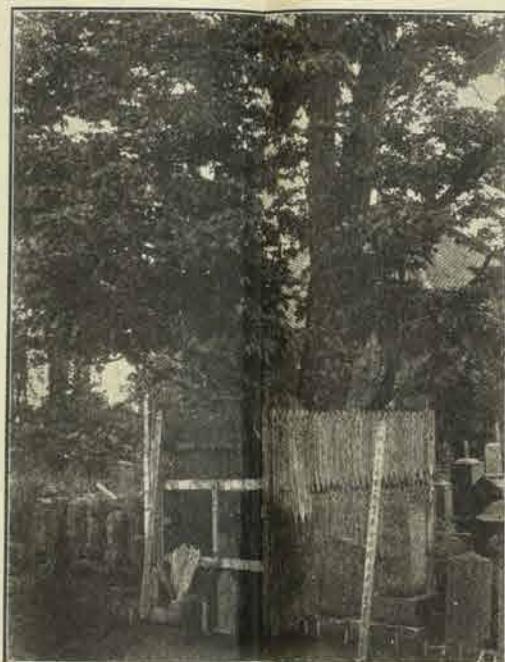
江北村性翁寺



(目番一第陀彌阿六)寺西村島豐舊



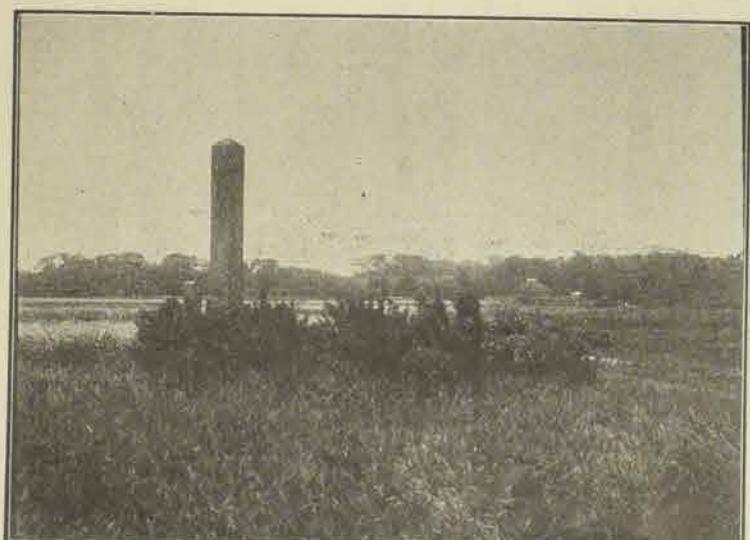
舊豐嶋村紀神州社



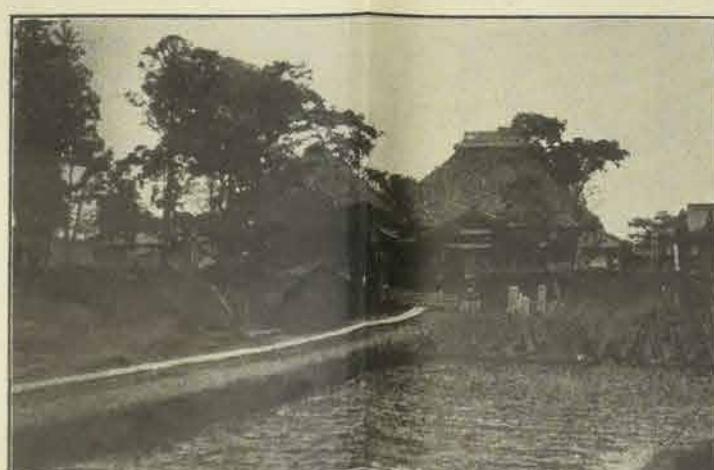
性翁足立姫ノ墓



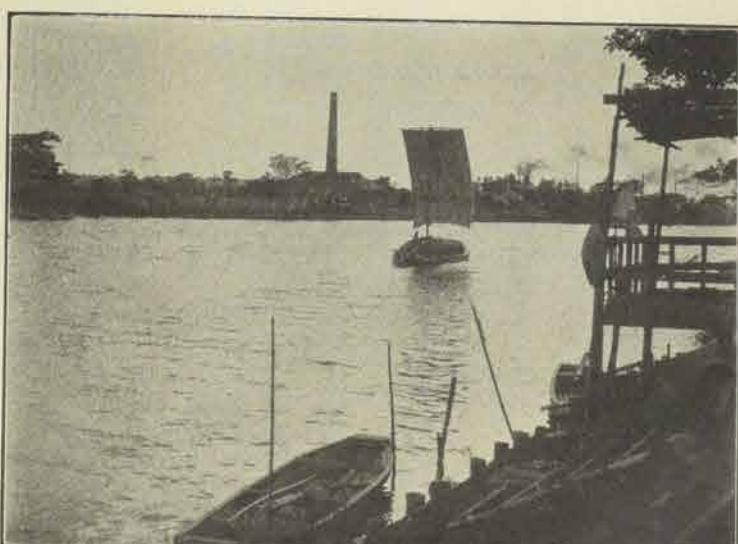
(目番二第陀彌阿六)北江村惠明寺



板橋近藤勇ノ墓



舊豐嶋村清光寺



小臺村渡船場

高一萬石	上州矢田	松平彈正大弼	高一萬石	越後黒川	柳澤伊勢守
高十萬石	越中富山	松平淡路守	高一萬石	同三日市	柳澤信濃守
高七萬四千石餘	越後長岡	牧野備前守	高一萬石	同絲魚川	松平日向守
高十萬石	加州大聖寺	松平備後守	高一萬石	同 椎谷	堀 近江守
萬十五萬石	越後高田	榎原遠江守	高一萬二十石	濃州苗木	遠山美濃守
高十萬石	信州松代	真田彈正大弼	高一萬千石	野州足利	戸田長門守
高十萬石	武州忍	松平下總守	高一萬五十三石	信州次坂	堀 淡路守
高六萬石	信州松本	松平丹波守	メ高二百十二萬八千二十三石 三十頭		
高五萬三千石	同 上田	松平伊賀守			
高五萬石	越後新發田	溝口伯耆守			
高二萬五千石	上州沼田	土岐山城守			
高三萬二千石	濃州加納	永井肥前守			
高三萬石	上州安中	板倉 百助			
定附 高二萬石	信州飯山	本多豊後守			
高二萬石	越後與板	井伊右京亮			
高一萬五千石	信州小諸	牧野周防守			
高三萬石	越後村松	一金二十五兩			
高二萬二百五十石	武州岡部	安部攝津守			
高二萬石	上州小幡	中仙道板橋宿			
高二萬石	同伊勢崎	松平宮内少輔			
高一萬五千石	信州岩村田	酒井與八郎			
高一萬石	上州七日市	内藤豐後守			
高一萬石	前田大和守				

○板橋宿問屋場貲目改所

驛要錄貯目改所建廣御入用書付の中に

板橋之義者問屋場一ヶ所に而相濟來候間

貫目改所之義も一ヶ所之積り

とありて。金百拾九兩と見ゆ。是は文政五年の事なり。かゝれば板橋宿は問屋場一ヶ所貫目改所一ヶ所と知られたり。是より先き享保六年の書上、貫目改所御手當金之事とある條に。
一金二十五兩 中仙道板橋宿
と見ゆ。彼の品川宿、府中宿、草津宿は各金三十二兩三分とあり。洗馬宿と當宿は同額なり。

近藤勇の墓

板橋停車場の待合より東望すれば。田畠の間に一基の高碑屹立せるを認むべし。是ぞ新撰組の隊長にて。幕府の末造に武名を發揮せる近藤勇の墓なり。

徑路を踏て近き見れば。高さ一丈五六尺、廣さ一尺餘の石碑にて。

文許の
なりし

近藤勇宜昌之墓
方歳三義豐

近藤 明治元年辰四月廿五日
土方 明治二年巳五月十一日

發起人 舊新選組

長倉新八改

本居宣長

此處は庚申塚と稱し。幕府の刑場なし

近藤勇名は宜昌。少字は勝太。武藏國多摩郡石田村の人なり。

父を宮川久二といふ。勇は其第三子なり。材武にして剣道を善くす。幕府の末年其の新選組の長と爲り。大に勇名を京阪の間に揚ぐ。明治元年正月板橋に於て官軍の爲めに擒にせらる。人或は其の材武を惜み説て降さむとす。勇笑て曰く事既に此に至る。復笑ぞ多言を要さむやと。刑に臨み神色變せず。

板橋の縁切榎は昔より俗間に名高きものなり。江戸會雑誌に
其の事由を載せたれば之を抄記す。

緣切梗

に申義、何共申上候も恐多奉^ニ存上候へとも偏に只幾千代も御長久御繁榮を奉^ニ仰願^ニ候故乍^ニ恐右之段御注進申上候云々右の如く注進したるに因り。源右衛門等兩人は五十宮様御到着御道筋之義申上候義奇特とありて。銀一枚づゝ賜はり。同宮の御道筋は板橋は避け。川口より日光道へ易へ玉へり。其の後樂宮及び近頃和宮の降嫁し玉ふときも。右の例にて日光道より入府し玉ひたりき。さて右の注進に據て考ふれば。初め榎^{イヌキ}櫻^{シラカシ}を音便にゑんつきと訛りしが。其の語縁盡に近ければ。これに祈れば縁を切るといふ附會の説起りて。遂に縁切榎とは呼なせるに。何時か榎は枯れて櫻のみ存すれど。猶舊稱のまゝに榎とは唱へしなるべし。かくの如くなれば。もと一時の鄙諺より起りしてことにて。何のふしきもなきことなるに。世人はこれを靈める者の如く思ひ。今に祈請するものゝ絶ぬは實に笑ふべきの甚しきなり。されどかかる謬りは獨り此榎のみにもあらず。赤坂榎坂の榎へ歯を祈り。吾妻森の樟の葉にて瘡^{ウツギ}を截るなどいふの類尙寡からず。是等も一に其の來由を探らば亦必らずこれに似たることあるべし。

ものは往々に缺漏の事少からぬは恨むべし。本會報誌に出
せし千住橋の考證を脱せしなども其一なり。
縁切榎も火に遭て已に枯たれば。數年を出ずして其の幹も
万盡へるに至るべ。

日曜寺

ものは往々に缺漏の事少からぬは恨むべし。本會襍誌に出せし千住橋の考證を脱せしなども其一なり。
縁切榎も火に遭て已に枯たれば。數年を出ずして其の幹も朽盡くるに至るべし。

日曜寺

日曜寺は。板橋町北方の西に在り。光明山と號し。愛染院と稱す。真宗律宗にして湯島靈雲寺の末なり。本尊愛染の像は長一尺六寸。弘法大師の作なりといひ傳ふ。大久保佐渡守常春修造せし由。享保七年十二月僧實際が厨子の裏書あり。縁起に云。康平五年義家奥州征伐の時祈願めり。満足の後伽藍を再興し。文明年中太田道灌參拜し。靈験を得て世に傳へむがため小松を植しが。今この寺中の南に森々たり。後ち火災に罹りて小堂のみ存せしを。正徳の頃宥慶比丘一字を經營せりと。

風土記稿に此縁起を掲げ。宥慶は寶曆元年十一月十四日寂す。按にかく古刹の如く傳ふれど。實は宥慶開基して故事を附會せしなるべし。享保中徳川右衛門督宗武卿（田安悠然院殿）再興ましく。其外所持の佛像御奉納の什寶品ありとしるせり。

のみにもあらず。赤坂樺坂の樺へ歯を祈り。吾妻森の樟の葉にて塘を截るなどいふの類尙寡からず。是等も一に其の來由を探らば亦必らずこれに似たることあるべし。

因に云新編風土記下板橋村の條に縁切樺を載ながら右の撰要集を引ざるは如何のことにや。他の襍著を引漏らしたるは怪むに足らねど。撰要集は幕府の記録中著名の書なるを見ざる理もなかるべし。凡そ風土記の一書は地志中の巨編にて精博も亦其右に出るものなけれど。最初に成稿したる

縁切榎は榎にあらず櫛にて。圍み二丈許の老樹なり。下板橋驛岩坂に在り。幹根の間朽て空殻となし處に。第六天神の小祠を安ず榎はその神木なりとて注連などかけたり。此木を昔より縁切榎と唱へて。凡そ嫁娶するものは忌嫌て樹下を經行せず。故ありて男女の縁を斷んとするもの祈れば。必ず驗あり。或は樹皮を剥取て細末くし。竊かに其の人に服せしむれば最も驗ありといふ。故に其樹六七尺以下は悉く皮を剥去らる。然るに數年前同驛に火災ありしそき。此樹も火に遭て焦枯し。今は枝葉もなく只本幹のみ兀然と立てり。抑々此樹にかかる來歴のあることは元より愚俗の惑より出でしことに起りし所以を記したるものあれば。抄出して兒女子の爲めに惑を解くべし。寛延二年三月五十宮降嫁し玉ふ時。巢鴨原町一丁目角左衛門店源右衛門外一人より差出せる注進左の如し
今度五十宮様、御入府被_レ爲遊候御道筋、中仙道下板橋通りと奉_レ承知_二候、乍_レ恐此御道筋に付御注進申上候、右下板橋木いわの坂をゑんつきいやの坂と申習はし此處を縁女聲入等の者通り候へば必縁短く御座候由申來り近在の者は不及申、承及候程之者、此處縁邊之者一切通り不_レ申候、木の前に七五三など張置申候委細之義彼處之者能存知可_レ申候、下々之谷

四方の道草に戸田正靖が同寺參詣の小記あり。當時の景況を察し得らるれば左に之を掲ぐ。

を參拜す。寺は驛の北の行はつる所西畔二丁許にあり。門に

扁あり。筆者の名なし。

堂のうしろに連歌師昌成が父楊柳園が爪髪の碑あり。外にも何人が碑一基を建。別に見所なし。本尊の前に又小託あり。これは

悠然院殿御持佛堂の尊像也と言。昔はさのみ人も參らぬを。

近く住持する僧俗才あるにや。樂翁殿など所縁につきて額字等を詣うけしより。參る人も稍ある様に成。月の二十六日に是もの賣ともがらさへ出るといふ。月々にまぶてゐる人もしばしばありと言。

田安よりこの愛染尊を御納の時御腹こもりに神祖の尊影一軸あり。宗武卿御自筆なるべし。

尊容は木下川薬師にあると全く同じ鐵いろの御袍に葵の御紋ちらしの御召をかさねらると言。年々四月十七日諸人に拜さしむ。

○松平加賀守下屋敷跡

松平加賀守下屋敷跡は小名金澤に在り。二十一萬七千五十坪餘にして。寛文年間賜ふ所といふ。今は變して田園となれり。其の遺蹟に徴して當時の結構如何を追想すべし。

○乘蓮寺

乗蓮寺は板橋町の西側に在り。孤雲山と號し。慶學院と稱す。淨土宗にして芝増上寺の末なり。幕府時代は朱印寺領十石を

開山は英達社信譽無的。應永十四年三月二十九日寂す。
○板橋信濃守忠康墓
 土人の傳へて板橋信濃守忠康の墓と稱するもの。乘蓮寺の墓域に在り。碑面に本樹院前信州空山有賢禪定門、文祿癸巳年十一月二十一日と刻す。
 風土記稿に云。此碑は寛政中再建せしものにて。もとの碑石は側にあれども。文字は埋没せり。此古碑實に板橋家のものなりしや。寺僧も詳にせずと云。又舊家者市左衛門と題し。註して云。板橋家なり。家系を閱るに大祖村岡五郎良文に出。良文が子孫に豊島因幡守康家と稱する者あり。永久二年武州豊島郡豊島村を領す。豊島太郎太夫清光、葛西三郎清重皆同族なり云。康家が子孫因幡守親板橋の御東山と云所に在城して氏を板橋と改。是板橋氏の祖也。其子將監親棟に二子あり長を太郎行常と云。後加賀守と改。次を親恒と云。(板橋英太郎家譜に信濃守盛安とし。寛永諸家譜忠康に作る)其子民部某(寛永譜忠正とす)は召出されて子孫旗下の士に列す。次男正重は當所に土著して。子孫今市左衛門に至る。又行常が子に大隅守正高と云ふものあり。常州笠間に移り。其子兵左衛門正吉領主松平丹波守康永に仕ふと云。旗下の士英太郎が家譜と照しみるに。甚齟齻すといへども。姑く家傳のまゝを錄す。

三島大神とあり。前に根園四五抱の老槐存す。拜殿は草葺き

奥殿は瓦屋にて。社背に喬槐あり。測量の目標を建つ。又入口西畔に二軀の石造仁王の像を安置せり。

參詣者の來るなく。境内極めて蕭條たり。

○吉祥院

吉祥院は。三島神社の東に在り。淵江山と號し。星谷寺と稱す。眞宗新義派にして。山城國御室仁和寺の末なり。

總て墓地なり。

風土記稿に云。當寺は嘉元二年(六百餘年前)の起立なりといへど覺束なし。境内に嘉元三年の古碑あるを以ていへるならん。

掃部宿の名主庄左衛門が傳には。當寺開山の僧は遠州の産にて。先祖石出掃部亮かの地よりともなひ來れりと云。(前編石出吉胤の遺蹟の條に。記したる所と少しく異なれり)此說に據れば。嘉元の起立と云は彌附會の説なるべし。

○光輪寺

光輪寺は同村荒川堤の直北に在り。吹塚山と號す。貞治三年(五百四十餘年前)の開設と云。前記吉祥院の住僧懸棲の地ならとぞ。

本堂草葺にて門の石柱に眞言宗、光輪寺と刻しあり。

門前道路石橋の側に在る黒松は、其の風姿觀るべし。

○荒川堤の附近

● 氷川神社

氷川神社は。荒川堤の北に在りて南面せり。拜殿内に氷川神社の金字額を掲ぐ。從四位板倉松叟敬書と署す。社前鐵製水盤を並置す。寺地と鑄出しあり。神樂殿の三面には雨覆を施せり。奥殿は銅葺にて素木造り組上げなり。

水屋の石壇には。天明七年未九月吉日星谷若者中と刻せり。境内支社には。御嶽社、稻荷神社、淡島神社、天祖神社あり。又小丘上に石祠を置く。題して仙元宮といふ。

● 二島神社

三島神社は。本木村荒川堤より數丁北に在り。赤色の鳥居に

○本木村千葉の城蹟

本木村今は江北村に屬し。古は淵江郷と唱ふ。北條役帳に百八十五貫文。下足立淵江千葉殿とあり。本木の稱は。性翁寺の本尊本木彌陀（即ち木餘如來）と稱するもの。昔村内善覺寺に在て名高かりし故村名となれりといふ。

荒川堤小臺より南方に出れば。荒川の岸に達す。こゝに渡津あり。小臺の渡といふ。渡錢一錢を徵す。渡れば則ち尾久なり。田端停車場に至るべし。此處川幅八十間餘あり。渡津兩岸に茶店を構へ。待渡の客を引けり。

千葉の城蹟は、村の東小名中曾根に在り。風土記稿に、六町四方許。外構の堀及び土居の跡のみ殘れど。其内は今畠となれり。永祿の頃は千葉所領なり。小田原記に天正元年十月石

性翁寺
は。宮城村荒
邊す。石垣を

性霊寺は、宮城村荒川堤より北に入りし處に在り。門前一條の渠水通す。石畝を渡れば標石あり。刻して云ふ。

三男を養子とせしこゝ見ゆ。思ふにて、も次郎が抱の城蹟なるべし。又其ほとりにも局屋敷と云あり。是も千葉氏が老女

木餘如來 永井大江充房建之 龍燈山性翁寺
侧面に

などの邸跡にや。小屋の内手城蹟の西を云。昔城攻の時小屋を設けし所といへり。城蹟陣屋跡等ある所を根小屋などいへ

月立如喜
とあり。又背面に

る所こゝに限らず。これも其類なるべし」と見ゆ。

と鏽せり。門を入れば正面に本堂あり。「龍燈山」の白字額を掲ぐ。堂内に左の詠歌を留す。

當村にては専ら芹。茄子を作りて市場に出す。茄子は形大にして種質少し。世に賞して本木茄子といふ。又農隙に淺草紙

六體をまはる功德も木あまりの
彌陀の淨土へみのる

を漉きて鬻げるよし風土記稿にしるせり。編者探討の日淺草紙を板に貼りて干しあるを數處に見たり。今尙ほ繼續せるも

のならむ。芹は溝の中に生育せるを見たるのみにて。多く作
るや否やを知らず。茄子は時期に會せざれば。未だ之を實見

小臺の渡

ありしを以てなり。接して之を検すれば。全く板碑にして西に面して建てる。單に梵字を認め得るのみにて。他の文字は明確ならず。次に記する風土記稿には惠曜禪定門永祿十三年八月十五日とあれば。足立姫の墓にあらずとの説なり。果してかくあらば。女子の墓碑にあらざるは論なし。是は墓碑なれば。標目立たずとて他より持來りしにや。疑ふべし。足立姫の法號は。蓮相淨地といふよしにて。諸人の建てし塔婆には悉く蓮相淨地大婦足立宰相家菩提提云々と書しあり。此の如き供養の塔婆甚だ多く。三方に屏檻を成せり。以て手々皮

足立姫の事蹟傳ふる所々々にして。當寺の縁起には足立庄司
宮城宰相の女足立姫。豊島左衛門尉に嫁す云々とあり。六阿
彌陀巡拜記には豊島庄司左衛門清光の女隣郡足立の豪家沿田
治部少輔に嫁す云々とあり。又縁起には女の法號を蓮相淨地
とし。巡拜記には貞香信女とす。何に因てかく混亂せしに
や。畢竟其の根據確かならざるが爲めならむ。好古家は宜し
く更に考案すべし。

性翁寺。淨土宗。埼玉郡岩槻淨國寺の末。龍燈山貞香院と號す。本尊爾陀行基の作なり。昔七疊六可留定の象形刻の

二本あり。此墓此樹の由來は六あみだと題したる條に説きたればこゝには略す。尙ほ次に載る風土記稿の記事を讀むべし。縁起には。菩提樹神龜二年生。貞應に枯又生。慶安に枯又生し今存すとあり。慶安よりは二百六十餘年なり。

又荒川なる淺間の淵、十二天の淵より折々龍燈上ることありとて。龍燈山と號するよし縁起に見ゆ。

墓域には「阿出川」家の碑多くあり。其の他延寶、寛文の碑

屋敷跡と稱する地。村の西荒川の岸に在り。宮城宰相が居住の所なりといふ。三丁五段の地にて今畠となれり。性翁寺も古はこゝに在りしとぞ。其の地續きに馬場蹟と唱ふる處あ

かしが。彼家没落の後當村に土着し。元和二年三月二十三日死す。法謐を性翁院覺譽相圓と云。子孫今村内に住すれど。家系及び記録なれば詳ならず。又云開闢の頃は荒川の水除堤の外にありしか。何の頃か今の地へ移れりと云。古墳境内にあり。菩提樹を植てしるしとせり。是は足立庄司の女足立姫の墓なりとて。惠曜禪定門永祿十三年八月十五日と彫たる古碑をたつ。かの女の碑ならざることは彫せし法謐にても知るべし。寺傳によるに足立姫の法謐を蓮相淨地と號し。卒年は詳ならず。

五日と彫たる古碑をたつ。かの女の碑ならざることは彫せし法謐にても知るべし。寺傳によるに足立姫の法謐を蓮相淨地と號し。卒年は詳ならず。

●南足立郡内有名の墳墓

小説 竹塚東子墓 谷古宇氏稱四郎左衛門一號竹翁東子
又有慈雲齋文風水坊等號

文化十二乙亥年十一月十三日歿法號慈雲醍醐居士

技術 内田九一墓 明治八年乙亥年二月十七日歿年三十二
名重年字真師

郷士 石出吉胤墓 元和四戊午年六月二十二日歿年七十七
舊小田原北條氏臣千住大橋架設時有殊功

大塚 信調査 潤江村宇竹之塚
常 樂 寺
郷 土 村
元木村星谷寺

編者名勝舊蹟を探討するを好み。實地に就て其の見聞を記載し。且つ之を史籍に徵して其の舊事を登録するも。日程限りあるのみならず。他に事業ありて力を此に専らにするを得ず。隨て遺脱あるを免れず。讀者幸に發見し給はゞ。速かに寄稿あらむことを請ふ

四谷區四谷大番町三十四番地

山下重民

屋 古 名

急 告 !!!

現代文明の粹を蒐めたる空前の名古屋大共進會は目下大盛況を極め居れど閉會期切迫餘日何程もなし事業には關心なる農工商業家、學生各々に見るもの實に夥し右觀覽の御序に是れに叶ふ爲名古屋驛と共に正會院御鐵符を發賣致居候院は宿泊、案内等に就ても相当便宜計るべく候をして共進會は六十三日迄に御座候。

鐵道院

閉 切
迫 !!!

共 進 會

瀬川さわ子編纂

傳

全一冊

定價金六十五錢
郵稅金八錢

業務種目

銅版石版彫刻印刷○木版活版電氣版亞鉛版寫眞版其他各種。意匠考案。各商店營業案内編纂

美術繪畫○地圖○商標○名刺○株券○小切手○印紙○免狀○裏狀類其他印刷ニ關スルモノ一切○各種製版印刷裝釘等

地圖繪畫書籍委托販賣

東京神田區通
新石町三番地

(電話本局九七〇番)

駿河臺袋町十一番地
東陽堂

(電話本局四八七)

歐洲山水奇勝

難三卷
全一冊定價金一
郵稅金六錢
函入送料小包四
百匁迄

著者ハ歐洲ニ遊ヒ山河ヲ跋涉シ遍ク彼地ノ奇勝ヲ採リ之ヲ描高
セシモノ一百餘ニ及ベリ爰ニ先づ佛、伊、蘇ノ三國ニ就キ其ノ
最モ絶奇ナル者ヲ擇ミ出版ス凡ソ歐洲ノ勝地ヲ探ラムニハ數
年間ノ日子ト數萬ノ旅費トヲ消費ヒザルベカラズ然ルニ今座シ
テ之ヲ机案ノ上ニ觀ルハ蓋シ君ノ賜ナリ
圓山應舉畫○寺崎廣業先生著 (精巧版彩色摺)

難福圖卷物

福一卷
全三卷
定價金五
郵稅金一
函入送料小包四
百匁迄

此卷物ハ有名ナル三井寺ニ珍寶トシテ秘藏セラル、處ノ故圓山
應舉ガ多年丹精ヲ凝シテ描キタル七難七福ノ圖ヲ繁堂獨得ノ妙
技ヲ以テ石版印刷ニ附シタルモノニシテ他ニ比類ナキ至珍ノ繪
卷物ナリ

蘇神丸

藥價
百日分
金參鬱(送料八錢)
上日分
金二千五百
送料二錢
郵稅廿錢

本舗
東京市日本橋區
新宿司四十三番地
蘇利師
高木與八郎

てんかんの取新藥

てんかんと云へる病は其病源の解らぬより昔時
不治の病と稱へて一旦是れに罹れる人は自から癪
人となりたる如く思ひ他人を取合され乍生涯交際
も出来ぬ状態なりしが醫道開け諸種の難病を全治
する今日には癪病の如きも其病理解明せられ随つて
此病に卓効ある良薬も發見するに至れりされば今
日は如何なる難症のてんかんなりとも必らず全治
することあるに名醫の夙に唱道する所にして蘇神
丸とは即ち此新藥なり併人と要病との關係を添ふ

蘇神丸

藥價
百日分
金參鬱(送料八錢)
上日分
金二千五百
送料二錢
郵稅廿錢

本舗
東京市日本橋區
新宿司四十三番地
蘇利師
高木與八郎

延定丹

定
百粒入十錢二百十粒入廿
價
錢五百五十粒箱入五十錢

胸腹の痛を去り心思鬱閉を散じ頭痛時嘔留飲を治し吐
痰利病を止め舟車角肉の醉痰咳過酒の苦を忘れし
殊に毎食後服用すれば食あたら食物停滞胃病の患な
く精神快爽ならしめ百事勉勵心を誘起せしむる良藥也

同名又似寄。偏藥敷多有商標及いとや號に御注意乞ふ

本舗
東京市馬喰町
三丁目看店

いとや又兵衛

發行所

東京神田
通新石町

本

○上編自太古至源平時代 ○中下編自鎌倉時代至江戸時代
本書ハ我國社會ノ發達風俗ノ變遷ヲ詳述シタルモノニテ國家
ノ組織貴賤ノ狀態宗教ヨリ迷信ニ教育ヨリ人情ニ至リ衣食住
ノ俗冠婚葬祭ノ式年中ノ行事歌舞遊戯ノ風等社會ニ顯レタル
現象ハ網羅シテ遺スコトナク期ヲ別チ章ヲ改メ叙スルニ流麗
ノ筆ヲ以テシ文ノ難キ所ハ精密ナル畫ヲ以テ之ヲ補フ

○日本風俗史

上編
金八十五錢郵稅十錢
中下編
金一圓八十錢
郵稅廿錢

文學博士藤岡作太郎先生、平出鑑次郎先生合著(五版)
○上編自太古至源平時代 ○中下編自鎌倉時代至江戸時代
本書ハ我國社會ノ發達風俗ノ變遷ヲ詳述シタルモノニテ國家
ノ組織貴賤ノ狀態宗教ヨリ迷信ニ教育ヨリ人情ニ至リ衣食住
ノ俗冠婚葬祭ノ式年中ノ行事歌舞遊戯ノ風等社會ニ顯レタル
現象ハ網羅シテ遺スコトナク期ヲ別チ章ヲ改メ叙スルニ流麗
ノ筆ヲ以テシ文ノ難キ所ハ精密ナル畫ヲ以テ之ヲ補フ

東陽堂
發行所
(振替口座一一九〇六)

刊 增 報 畵 俗 風

新東京所名圖會

付 = 冊一每
錢一段郵線五十金價定

京總說并內廓之部
石本
草谷鄉 迟谷坂布 橋田町
川 橋

區部

上、中、下、下ノ二	上、中、下、下ノ二	上、中、下ノ二
上、中、下ノ二	上、中、下ノ二	上、中、下ノ二
上、中、下	上、中、下	上、中、下
上、下	上、下	上、下
上、中、下ノ二	上、中、下ノ二	上、中、下ノ二
上、中、下	上、中、下	上、中、下
上、中、下ノ二	上、中、下ノ二	上、中、下ノ二
上、中、下	上、中、下	上、中、下

全四冊
全五冊
全四冊
全三冊
全三冊
全二冊
全二冊
全三冊
全三冊
全四冊
全三冊
全三冊
全五冊

部之福難

福之部

所之俗風所名

○鑑倉名所圖會
 ○香取名所圖會
 ○東本願寺葬式圖會
 ○鹿島名所圖會
 ○御大喪圖會 上、下 全二冊一冊定價十五錢郵稅一錢
 ○臺灣蕃俗圖會 上、下 全二冊一冊定價十五錢郵稅一錢
 ○東京歲事記 ○○全二冊一冊定價十五錢郵稅一錢
 ○第三回內國勸業博覽會
 ○京都大博覽會 全一冊 定價十五錢郵稅一錢
 ○日本婚禮式 上、中、下全三冊一全一冊 定價三十錢郵稅一錢
 ○鎌都三十年祭圖會 全一冊 定價十五錢郵稅一錢
 ○豐公三百年祭圖會 全一冊 定價十五錢郵稅一錢
 ○慶事集 全一冊 定價三十錢郵稅一錢
 ○東京勸業博覽會圖會 全五冊 一冊十五錢郵稅一錢
 ○新一年の祝 ○○全二冊 定價四十錢郵稅二錢
 ○菅原 大神 千年大祭圖會 全一冊 定價三十錢郵稅一錢
 ○第五回 内國勸業博覽會 上下 全一冊 定價十五錢郵稅一錢
 ○第六回 紀念大會圖會 全二冊一冊定價十五錢郵稅一錢

○雪況圖會	全二冊 定價十五錢 郵稅一錢
○足尾銅山圖會	全一冊 定價卅五錢 郵稅五厘
○郵船圖會	全一冊 定價五十錢 郵稅二錢
○伊豆七島圖會	全一冊 定價三十錢 郵稅一錢
○橫濱名所圖會	全一冊 定價十五錢 郵稅一錢
○成田鐵道名勝誌	全一冊 定價十五錢 郵稅一錢
○江島名所圖會	全一冊 定價十五錢 郵稅一錢
○明治聖火災消防圖會	全一冊 定價十五錢 郵稅一錢
○明治三地災害圖會	上、下全二冊一冊定價十五錢 郵稅一錢
○日清戰爭圖會	上、下全二冊一冊定價十五錢 郵稅一錢
○大洪水被害錄	上、中、下全三冊一冊定價十五錢 郵稅一錢
○江戸の華	上、中、下全三冊一冊定價十五錢 郵稅一錢
○世明治	上、中、下全三冊一冊定價十五錢 郵稅一錢
○臺灣征討圖會	全一冊 定價三十錢
○支那戰爭圖會	全二冊一冊定價二十錢 郵稅一錢
○西本願寺葬式圖會	全五冊一冊定價十五錢 郵稅一錢
○支那戰爭圖會	自至十編全十冊一冊定價二十錢 郵稅一錢
○臺灣征討圖會	自至十編全三冊一冊定價二十錢 郵稅一錢
○西本願寺葬式圖會	全一冊 定價二十錢 郵稅一錢

刊

色彩莉論

子爵 金子堅太郎君序 故田口米作君著
子爵 秋元 興朝君序 日瞻新聞主幹
子爵 末松 謙澄君序 神東悼君增訂

故田口米作君著
日曜新聞主幹
神東惇君增訂

補東坡志林

定價金七十錢 郵稅金六錢

森羅萬象」として色彩ならざるなし。華麗と云ひ優美と賞し崇高と稱し雄大と云ふも皆是れ色彩上の判断に基く外なく、應用の廣くして且つ深き色彩の學に及ぶものなし、然かも本邦未だ是れに關する良書あるを聞かず、故田口米

佐先生丹青の技を揮きの餘暇常に心を色彩の研究に委ね材料を探集し新に考案を立て以て證述する所蔚として冊を成す、然るに先年不幸病歿せられ多年の苦心空しく篠底に沒せんことを憂ひ、茲に神東惇先生の校訂を經て公にせられたるものなり、其色彩の原則及適用を記する秩序整然歴史的考證より裝飾應用に至る迄議論精確實に繪畫界必須の大著述たるのみならず苟も色彩に趣味を有する諸彦の座右缺く可らざるものなり

所捌賣報畫俗風

神田區表神保町
日本橋區吳服町
京橋區繪屋町
日本橋區住吉町
多摩郡青山北町六
大坂東梅田町
京都寺町二條南
京都佛光寺通東

東京堂會社合音
北隆館良明堂
至誠堂山陽堂
盛文館
三共社
芸艸堂
合名會社
入

至品至品至品至品
神田區神保町
京橋區銀座四丁
越後國新潟市
越後國新潟市
高知市種崎町
名古屋市
信濃國上諏訪町
鹿兒島市仲町
下總國水海道

上田屋書店
春祥堂
北光社
齋藤治吉
釋本駒吉
浅見文昌堂
宮坂書店
吉田幸兵衛
斬々堂

發行所

(九七○番本局語)

東

陽堂

印刷
人
編輯人
東京市神田區駿河臺發町十一番地
吾妻健三郎
田中市之助
同市下谷區御徒町二丁目五十五番地

表價定		冊		冊		冊		冊		冊		冊	
十五	二十	一	十	五	金	七	十一	五	錢	金	一	五	錢
全二圓五十五錢	金	二	十	錢	金	一	四	五	錢	金	七	十六	錢
金	二	十	錢	金	一	四	五	錢	金	七	十六	錢	合
金	二	十	錢	金	一	四	五	錢	金	七	十六	錢	計